

令和5年度用

学校教育の重点目標

# 指導の指針

【平成28年度～令和7年度】

山形市教育委員会

 山形市民憲章

わたくしたちは、樹氷とべに花の里、山形市民です。誇りと責任をもって  
五つの誓いをいたします。

- 1 すすんでまちづくりに参加し、明るいまちをつくります。
- 2 きまりを守り、親切であたたかいまちをつくります。
- 3 働くことに喜びをもち、活気あるまちをつくります。
- 4 自然を愛し、緑と水のきれいなまちをつくります。
- 5 老人にはやすらぎ、若者には夢のあるまちをつくります。

# 山形市教育大綱

平成28年11月

## 山形市教育大綱策定にあたって

山形市長 佐藤 孝弘

このたび、山形市における教育の振興に関する基本的な方針として「山形市教育大綱」を策定いたしました。

この大綱は、教育の原点である「人づくり」を中心に据え、先人から受け継いだ郷土の「山形らしさ」を大切にしながら、その良さを継承し、発信していける人財の育成を柱として、山形市がめざす教育の基本となる理念や方針をまとめたものです。

今後は、本大綱を踏まえた各種計画や施策の推進により、さらなる教育の振興・発展を図ってまいります。

## 基本理念

郷土を誇りに思い

いのちが輝く 人づくり

～山形らしさの継承 発展 そして発信～

先人から受け継いだ郷土の「山形らしさ」に市民一人ひとりが誇りをもちながら、学びを通じてその良さを継承、発展させていくことをめざします。

自分の生命や存在をかけがえのないものと感じ、他の生命や存在も大切にしながら、みんながいのちを輝かせ、生きる喜びを実感できる教育を推進します。

そして、広いかかわりの中で、グローバルな視点からものごとを考え、山形の良さを発信していける人財の育成をめざします。

※人財……「人は大切な財産」であるとの考えから、「人材」を敢えて「人財」と表現しています。

## 基本方針

- 1 「豊かな心」「確かな学力」「健やかな体」を育てる教育を推進し、自ら意欲をもって学び、より良い社会を築く子どもを育成します。
- 2 子ども・家庭・地域・学校の深い「信頼」関係を土台とした、「感動」を引き出す教育、「感謝」の気持ちを育てる教育を実践し、魅力ある学校をつくります。
- 3 地域の特色・歴史・文化を深く理解しつつ、世界における山形市を意識して行動できる広い視野を持った人財を育成します。
- 4 子ども的人格形成の基盤である家庭と、幼稚園・保育所等・学校、そして地域が、それぞれの役割を果たし連携・協働することによって、教育力の向上と地域社会の活性化をめざします。
- 5 一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を抱える子どもに対し、きめ細やかで途切れのない指導や支援を行うことによって、将来の自立やいきいきとした社会参加をめざします。
- 6 郷土に誇りを持ち、地域とかわり合いながら生涯にわたって学び続け、スポーツ・文化芸術活動に親しみ、健やかな心と体を保ち続けようとする人財を育成します。

# 新たな社会の創造に向けて

新型コロナウイルス感染症が教育界に与えた影響は、想像を絶する甚大なものとなりました。しかし、その中であっても、各学校において「基本的な感染防止対策をしっかりと行ったうえで、教育活動を実施する」という考え方に沿って、創意工夫を図りながら教育活動を実践し、子どもたちに充実感や達成感を味わわせてくださったことに敬意と感謝を表します。

まさしく、これからの時代は、未知の出来事や不測の事態に対して、粘り強く前向きに取り組み、知恵を出し合い議論したうえで、「最適解」や「納得解」を創造していく力が必要となります。予測を越える変化の激しい社会においても、たくましくかつ心豊かに生きる人を育まなければなりません。

人工知能(AI)の進化に代表される絶え間ない技術革新やグローバル化の進展など、新たな社会の創造は加速度的に進んでいます。それに伴い、教育は、不易を大切にしつつも新たな挑戦を行い、未来を生きる子どもたちに必要な資質・能力を育むことが重要となります。一例を挙げれば、GIGAスクール構想の前倒しにより、1人1台のタブレットが整備されました。それを有効に活用し、未来の子どもたちに必要な力を育むために私たちも新しい教育を創造していかなくてはなりません。

山形市教育委員会では、国・県の教育施策を踏まえ、「山形市教育大綱」及び「山形市教育振興基本計画」のもと、平成28年度に、その先10年間の山形市の学校教育の在り方を見通して「学校教育の重点目標 指導の指針」を改訂しました。その後、毎年必要に応じて見直しを加えておりますが、基本理念「感動」「感謝」「信頼」、めざす子ども像「豊かな心・確かな学力・健やかな体をもつ、主体性や創造力にあふれる子ども」、そして、めざす学校像「感動・感謝・信頼にあふれた学校」については、山形市の教育の根幹として継承しております。

人や自然とのかかわりの中で生まれる「感動」は、自ら学び高まろうとする意欲と生きるエネルギーを生み出します。また、多くの人や自然、文化や歴史などとの豊かなかかわり合いを通して生まれる「感謝」の念は、自他を大切に作る心を育みます。そして、心を通い合わせ高め合う中で生まれる「信頼」は、人々と共に生きる喜びを感じさせます。これらは、いかなる変化の波が訪れようとも左右されることのない、山形市学校教育の揺るぎない理念です。

各学校は、折に触れこの「学校教育の重点目標 指導の指針」に立ち返り、揺るぎない理念のもと、教職員一人一人の情熱と組織的な実践によって、山形市学校教育がめざす子ども像・学校像を実現していきます。そして、市教育委員会は、学校を支援し、共に努力してまいります。

# も く じ

## 山形市学校教育指導の指針

重点目標構想図	1
基本的な考え方	2
教職員の資質・能力向上	4

## 学校を創る3つの重点と主な取組

### I 魅力ある学校づくり

主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの 推進と確かな学力の育成	6
価値ある豊かな体験活動の充実	8
時代の変化に対応した教育の推進 (国際理解、科学・技術、環境・福祉)	9
教育の情報化の推進	12
一人一人の教育的ニーズに応える 特別支援教育の充実	14
教職員研修の充実と指導力の向上	18

### II 安全・安心の学校づくり

健やかな心身の育成	20
生命を守る安全教育と 防災教育の徹底	22
いのちの教育の充実 (学級経営、道徳教育、読書活動)	24
生徒指導・教育相談体制の充実 (いじめ防止、不登校対策)	28
子どもの人格を大切にする 学校づくりの推進	36

### III 連携による教育の充実

「チーム学校」による連携の充実	38
学校間・校種間の連携の充実	39
学校・家庭・地域との連携・協働の充実	39

## 各教科等の指導の指針

共通	41
国語	42
社会	42
算数、数学	43
理科	43
音楽	44
図画工作、美術	44
体育、保健体育	45
家庭、技術・家庭	45
外国語活動、外国語	46
生活	47
特別の教科 道徳	47
総合的な学習の時間	48
特別活動	48

## 各種教育施設・学校教育関係主要事業・年間計画

山形市総合学習センター	50
山形市理科教育センター	51
山形市教育情報 ネットワークシステム	52
適応教室「風」	53
山形市少年自然の家	54
学校教育関係の主な日程	55
令和5年度 主要事業年間計画	58
山形市民の歌	70

# 山形市学校教育指導の指針[平成28～令和7年度]

山形市教育大綱・山形市教育振興基本計画

『郷土を誇りに思い いのちが輝く 人づくり』

～ 山形らしさの継承 発展 そして発信 ～

## 山形市学校教育の基本理念

### 「感動」「感謝」「信頼」

- ◇人や自然の営み、生きていることへの感動
- ◇多くの人や自然に、生かされ支えられていることへの感謝
- ◇子ども・家庭・地域・学校の深い信頼関係

#### めざす子ども像

豊かな心・確かな学力・健やかな体をもつ、主体性や創造力にあふれる子ども

#### めざす学校像

感動・感謝・信頼にあふれた学校

## 学校を創る3つの重点と主な取組

### I 魅力ある学校づくり

- 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成
- 価値ある豊かな体験活動の充実
- 時代の変化に対応した教育の推進（国際理解、科学・技術、環境・福祉）
- 教育の情報化の推進
- 一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育の充実
- 教職員研修の充実と指導力の向上

教職に対する強い情熱  
総合的な人間力

教職員の資質・能力向上  
教員としての専門的な力量

### II 安全・安心の学校づくり

- 健やかな心身の育成
- 生命を守る安全教育と防災教育の徹底
- いのちの教育の充実（学級経営、道徳教育、読書活動）
- 生徒指導・教育相談体制の充実（いじめ防止、不登校対策）
- 子どもの人格を大切に  
学校づくりの推進

### III 連携による教育の充実

- 「チーム学校」による連携の充実
- 学校間・校種間の連携の充実
- 家庭、地域との連携の充実

校長のリーダーシップの発揮と適切なマネジメント

# 基本的な考え方

## 学校教育の基本理念

山形市教育委員会は、これまで掲げてきた「感動」「感謝」「信頼」の基本理念を継承し、これからの山形市の学校教育を推進する。

### ◇人や自然の営み、生きていることへの感動

人や自然の営み、生きていることへの感動を引き出す教育は、「いのちの教育」そのものであり、豊かな心の根底をなすものである。人や自然の営みの中で、体験を通じた実感のある学びから生まれる感動は、生きるエネルギーを生み出し、自ら学ぶことへの内発的な動機付けとなる。また、感動は畏敬の念を生み出し、人々に謙虚さを呼び起こす。それは、人や自然、そして、生きることに對しての謙虚な心と態度を見童生徒に育てるとともに、物事に対する興味・関心や探求する意欲を高め、創造的な生き方の基盤をつくる。

### ◇多くの人や自然に、生かされ支えられていることへの感謝

生かされ支えられていることへの感謝の念は、人や自然、そして、多くの物事との豊かなかかわりの中で育まれる。感謝の念は、自己本位な見方や考え方を排し、多様な見方や考え方を育て、互いの違いを認め尊重する心情と態度を醸成する。さらに、自分のよさを見つめ、広げるとともに、相手を思いやって共に生きる心を育む。

### ◇子ども・家庭・地域・学校の深い信頼関係

「感動・感謝」の心を育てるためには、学校をはじめ、家庭や地域において、価値ある豊かな体験を通し、学びの質を高め、深める必要がある。そのためには、子ども・家庭・地域・学校の信頼関係を深めることが不可欠であり、風土としての教育環境づくりの醸成が必要である。

家庭は子育ての中核の場として、地域は郷土への愛着と誇りを育てる場として、学校は計画的、意図的、調和的な教育の場として、それぞれの役割を果たすとともに連携・協働し、互いに補い合い、強化し合うことが求められる。

## めざす子ども像

山形市教育委員会は、山形市学校教育の基本理念のもと、山形市の学校教育において育成すべきめざす子どもの姿を「豊かな心・確かな学力・健やかな体をもつ、主体性や創造力にあふれる子ども」として掲げる。

## めざす学校像

感動・感謝・信頼にあふれた学校の中では、生き生きとした眼差しとはつらつとした表情で学ぶ子どもたちの姿があふれる。山形市教育委員会は、めざす子ども像に迫るために、「感動・感謝・信頼にあふれた学校」をめざす学校の姿として掲げる。



---

---

## 学校を創る3つの重点と主な取組

---

---

「感動・感謝・信頼にあふれた学校」を実現し、めざす子ども像に迫るために、「**教職員の資質・能力向上**」を図りながら、次の3つの重点と14の主な取組を掲げ学校づくりを進める。

### 学校を創る3つの重点

#### I 魅力ある学校づくり

一人一人が夢や希望をもち、個性を發揮しながら生涯にわたって主体的・協働的・創造的に学び、行動し、共に未来を切り拓いていくことができるような主体性や創造力にあふれる子どもの育成のために、学校教育の充実を図り、潤いと活力に満ちた魅力ある学校づくりを進める。

そのために、校長は教育理念・方針に基づきリーダーシップを發揮し、全職員が当事者意識をもって学校経営に参画するようにマネジメントを行うことにより、「チーム学校」として機能する学校づくりに努める。

##### <主な取組>

- 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成
- 価値ある豊かな体験活動の充実
- 時代の変化に対応した教育の推進（国際理解、科学・技術、環境・福祉）
- 教育の情報化の推進
- 一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育の充実
- 教職員研修の充実と指導力の向上

#### II 安全・安心の学校づくり

学校生活が子ども一人一人にとって有意義かつ充実したものになるように、また、子どもの豊かな心と健やかな体を育むとともに、子どもが自ら安全に行動する能力を育成するために、安全で安心な学校づくりを進める。

##### <主な取組>

- 健やかな心身の育成
- 生命を守る安全教育と防災教育の徹底
- いのちの教育の充実（学級経営、道徳教育、読書活動）
- 生徒指導・教育相談体制の充実（いじめ防止、不登校対策）
- 子どもの人格を大切にする学校づくりの推進

#### III 連携による教育の充実

家庭は子どもの人格形成の基盤であり、地域とのかかわりは子どもたちの人格形成を豊かなものにする。子どもたちの健やかな成長が図られるよう、学校と家庭、地域が連携し相互信頼を築き、それぞれの役割を果たしながら、子どもたちを育む教育風土をつくることを進める。

##### <主な取組>

- 「チーム学校」による連携の充実
- 学校間・校種間の連携の充実
- 学校・家庭・地域との連携・協働の充実

# 教職員の資質・能力向上

子どもを取り巻く環境や学校がさまざま変化する中で、学校教育に求められるものも多様化している。こうした変化に柔軟にかつ適切に対応し、一人一人の子どもに生きる力を育てていくために、教職員の資質・能力の向上を図ることが肝要である。山形市では、教職員に必要な資質・能力を以下のように捉え、その向上を図りながら、「感動・感謝・信頼にあふれた学校」づくりを推進していく。

## 教職員に求められる資質・能力とは

教職員に求められる資質・能力として、「教職に対する強い情熱」「教員としての専門的な力量」「総合的な人間力」の3つをあげる。それぞれの主な要素は下のようになっている。

### 【教職に対する強い情熱】

- |           |   |                                  |
|-----------|---|----------------------------------|
| ① 強い使命感   | … | 教育職という職責の重要性を自覚し、その自覚に基づいて行動する意識 |
| ② 教育的な愛情  | … | 児童生徒一人一人の豊かな成長を願う思い              |
| ③ 継続的な向上心 | … | 教師として常に前向きに物事を捉え、向上しようとする意欲・態度   |

### 【教員としての専門的な力量】

- |           |   |  |
|-----------|---|--|
| ① 児童生徒理解力 | … | 児童生徒の心理や行動について理解する力                      |
| ② 学習指導力   | … | 児童生徒が分かる授業をつくり、学力を高める指導力                 |
| ③ 生徒指導力   | … | 児童生徒個々を育てるとともに、集団を育てる力                   |
| ④ 特別支援教育力 | … | 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばす力       |
| ⑤ 課題解決能力  | … | 現状における問題を分析し課題を解決するとともに、新しい教育課題に適切に対応する力 |

### 【総合的な人間力】

- |               |   |                              |
|---------------|---|------------------------------|
| ① 豊かな人間性や社会性  | … | 感動する心、感謝の念をもち、まわりとの信頼関係を深める力 |
| ② 協調性や協力性     | … | 同僚と力を合わせて助け合い、組織的に対応する力      |
| ③ コミュニケーション能力 | … | 相手の思いを正しく受け止め、自分の思いを適切に伝える力  |

📖 P36 「子どもの人格を大切にする学校づくりの推進」参照

これらの資質・能力を向上させるためには、様々な研修に積極的に参加することや、職場内で管理職の助言や同僚との意見の交換など、自ら学び続ける教員として日々精進していくことが重要である。

〈学校を創る重点〉

# I 魅力ある学校づくり

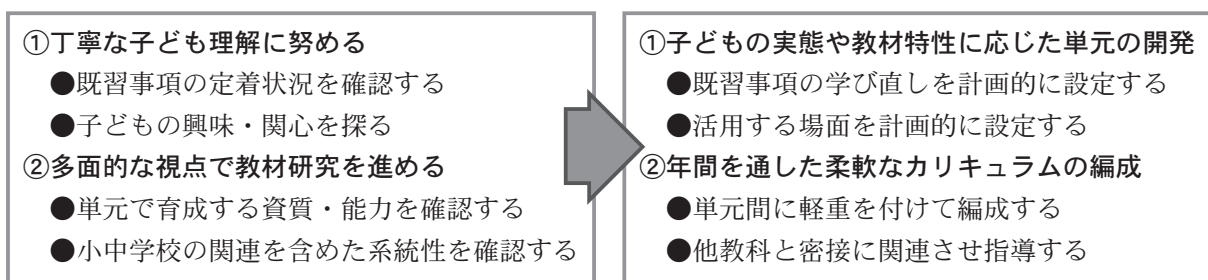
# 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりの推進と確かな学力の育成

変化の激しい時代を乗り越え、高い志や意欲をもつ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り拓いていく力（課題解決力）を育成するために、「何をどれだけ学ぶか」という知識の質や量の吟味に加え、「どのように学ぶか」という学びの質を高める指導方法を吟味することが重要になる。

## 1 主体的・協働的・創造的に学ぶ授業づくりに向けて

### (1) 「何をどれだけ学ぶか」 — 単元で学ぶ知識の質や量を吟味する —

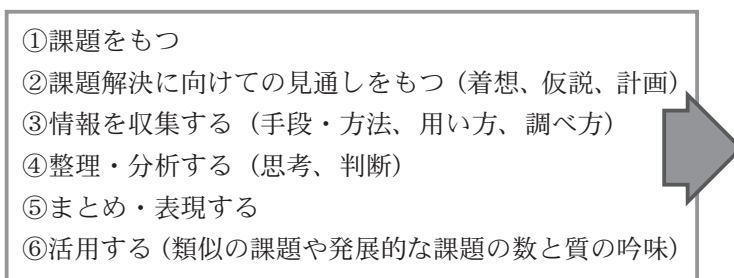
指導内容は指導要領に準拠するが、子ども理解や教材研究により、「目の前の子どもに合う」単元、「育てたい子どもの姿を実現する」単元につくり上げていく。



### (2) 「どのように学ぶか」 — 学びの質を高める学習過程の改善 —

右のような探究的な学習過程を重視しながら、課題解決力を一人一人の子どもに身に付けさせていく。

また、個に応じた授業をつくるためにユニバーサルデザインの視点を積極的に取り入れたり、集団での学びを成立させるために発達段階に応じた学習規律を身に付けさせたりすることも忘れてはならない。



## 2 学び続ける子どもの姿を求めて

学習は、次時へ連続したり、他の単元や教科、実生活の中に広がっていったりすることが理想である。学び続ける子どもの姿を実現するために、以下の視点を大切にしていく。

- (1) 子どもが単元全体の見通しをもって取り組むことができるような工夫をする。
- (2) 指導と評価の一体化を図り、充実感や達成感を味わわせる授業をつくる。
  - ① 教師と子どもが授業のねらいを共有し、目的意識を持って学習を進める。
  - ② 次への課題をもたせるために、振り返る活動（自己評価と相互評価）を取り入れる。
  - ③ 評価問題を自作するなど、授業づくりと一体となった評価方法を工夫する。
- (3) 子どもの実態に合わせて、家庭学習や長期休業中の課題や内容、学習の進め方について、教職員で共通理解を図り、家庭と連携しながら進める。
- (4) 専門家を招いて本物に触れる機会を設定したり、実体験を伴う場面を取り入れたりするなど、子どもの夢やあこがれが膨らむ授業づくりに努める。
- (5) 学んだことが生活と結び付いていることや、生活をより豊かにする可能性を実感することができるように指導を工夫する。

## 学びの質を高める学習過程の改善

授業の流れ		主な授業づくりの視点	指導の留意点
学ぶ意欲が高まる導入	目標を示す	子どもの学びを保障する 課題の質の吟味 課題設定・提示の工夫	○育成する資質・能力を明確にし、各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせることで解決できる課題を設定する。 ○子どもの主体的な学習を実現するため、下の2点から課題の設定・提示を工夫する。 ①子ども自らが発見・設定した課題を取り上げる。 ②子どもの知的好奇心をかき立てる導入を工夫する。 (学習の対象との出会い)
	【短く】	課題解決に向けた見通しの共有	○課題解決への見通しをもたせる。「何をするのか」「どのように考えるのか」「何ができればよいか」など、答えの見通し、方法の見通しを適切にもたせる。(課題の難易度と達成感のバランス)
学びの広がりや高まりのある展開	考えを引き出す つなげる 深化させる	子どもが五感を使って精一杯考え表現する活動の設定	○教科の本質を学ぶ楽しさに十分触れることができるような展開を工夫する。 ○子どもが、もてる力のすべてを発揮しながら考え、表現することができるような場を設定し、時間を確保する。 ○資料の調べ方や資料を使った発表の仕方を身に付けさせる。 ○教師の出番を的確に判断し、授業を活性化させる。 ①指示の工夫…考える視点や発表時の吟味する観点など ②発問の工夫…考えを引き出す、考えを深める発問など ③個に応じた適切な支援の工夫…多様な学習方法や学習形態(個別指導、適切なグルーピング)など
	【たっぷり】	ねらいを明確にした必要感のある交流 適切な言語活動 学習の流れが分かる板書	○捉え方や考え方の違いをもとに、交流を組織する。 ①根拠をもち、気付きや自分の考えを適切な言葉で表現し、相手意識をもって伝えることができるようにする。 ②学びの広がりや高まりが生まれるようにコーディネートする。(適切な教師の出番) ○子どもの思考や問題解決の過程が見えるように板書の構造化を図る。
学びの高まりを実感する終末	学びを自覚させる	目標に対して整合性のあるまとめ 学んだことの振り返り	○自己評価と相互評価を有効に取り入れた振り返りの場を設定し、学習内容の定着と次への学習意欲の向上を図る。 ①課題を解決するために有効だった「見方・考え方」や「学び方」について焦点化する。 ②自己評価により、自己の高まりを実感させたり、次への挑み方を決定させたりする。 ③相互評価により仲間と学び合うよさを実感させる。
	【しっかり】	指導内容の定着 新しい課題の気付き	○類似の課題や発展的な課題に取り組みせ、指導内容の定着を図るとともに、個々の学習状況に応じた指導・支援を行う。 ○新たな自分の課題を見付けたり、発展的に考えたりできるように支援する。

# 価値ある豊かな体験活動の充実

都市化、少子化、電子メディアの普及、地域とのつながりの希薄化といった社会の変化などにより、人とのかかわりや社会・自然などと直接触れ合う様々な体験の機会が少なくなっている。しかし、これらの体験は、子どもたちの豊かな成長にとって欠かせない大切なものである。

このことから、子どもたちの「社会を生き抜く力」として必要となる資質・能力を養うために、価値ある豊かな体験活動の充実が求められている。

## 1 発達段階に即した体験活動の位置づけ

自然体験活動、福祉活動、奉仕活動、職場体験活動等の様々な体験活動は、特定の教科等や学級での取組にとどまらず、教育課程上、独自のねらいや活動計画、評価計画をもち、体系的・継続的な教育活動として明確に位置付け、体験活動を「知」の総合化につなげることが必要である。

児童生徒の発達段階を考慮して目的や内容を十分吟味し、小学校では、多様な体験活動を通して徐々に自分の視野を広げさせ、中学校では、実社会に目を向けた体験活動を推進する。活動を通して学んだ充実感や達成感を感じることができるよう、成功体験や試行錯誤する体験を意図的に経験させていくことが大切である。

また、中学校の職場体験学習においては、勤労観や職業観を育成できるようにする。

## 2 体験活動の質を高めるための工夫

体験活動の質を高めるためには、系統的な事前・事後指導が必要である。事前指導では、活動の目的や内容について十分な理解を図り、事後指導においては、活動を通して学んだことを発表や話し合い等により共有できるようにする。

また、児童生徒の多様な発想を生かした適切な課題を設定し、児童生徒の主体性を生かした自主的・実践的な学びを活動全体において重視することで、目的意識をもった意欲的な活動を促す。そのためにも、活動に余裕をもたせ、子どもたちが自分で考え、判断・選択し、行動できる時間を確保し、教職員や指導員が「かかわるべき範囲」と子どもに「任せる範囲」を見極めながら指導・支援を行う。

## 3 家庭や地域との連携・協働による体験活動の推進

各学校では、これまで、体験活動の充実のために校内指導体制の確立に取り組んできており、各学校独自の体験活動が展開されるようになってきている。

体験活動の意義や成果、課題について家庭や地域と共有し、これまで以上に連携を深め、協働して実施するとともに、児童生徒の実態や家庭・地域の実情に応じた新たな体験活動を開拓することが重要である。(家庭や地域との連携・協働を進める体制である「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」についてはP.39「学校・家庭・地域との連携・協働の充実」を参照)

また、学校だけではなく、地域も児童・生徒の学びの場とし、地域の「ひと・もの・こと」などの情報を積極的に収集しながら、各教科等における体験活動の充実を図っていく。

学校外においても児童生徒が様々な体験活動に進んで取り組むことができるように、総合学習センターや少年自然の家、公民館、図書館などを積極的に活用していく。

# 時代の変化に対応した教育の推進（国際理解）

国際理解教育の基本は、人種や性別、文化・風俗・習慣にかかわらず、違いを認め合いながら互いに尊重し合い、公正な考えや判断のもと、平等・対等な立場で人とかかわることのできる態度を培うことである。そのために、互いを正しく理解し合うためのコミュニケーション能力を身に付けさせることが重要である。

## 1 世界の中の日本人・世界の中の山形人への意識の涵養

他国の文化・風俗・習慣を理解し、互いに尊重し合うためには、その前提として、自国の伝統と文化を正しく理解し尊重する知識・能力・態度を育成しなければならない。自国の理解のスタートは身近な地域の理解であり、発達段階に応じて、身近なものから範囲を広げていき、郷土や自国の文化に誇りをもたせていくことが大切である。そして、自分とのかかわりの中で、日本をはじめ世界の動きや自然・文化等を見つめ、世の中の様々なものへの関心を高めていく。このような教育活動を通して、グローバルな視野から、よりよい郷土を創り上げていこうとする態度を育成していく。

## 2 コミュニケーション能力の育成

互いを理解し合い関係を築いていく上で最も大切なことは、臆することなくコミュニケーションを図ろうとする意欲と態度である。コミュニケーションを図る方法は、言語に限らず身体表現等様々ある。しかし、今後、より広く多様な人々とかかわっていくためには、相手との言葉による対話を通して理解を深め合うことが必要である。学校においては、日頃から自分の気持ちや考えを言葉にして表現させるとともに、相手の言葉を丁寧に受け止め、理解しようとする態度を育むことが大切である。このような態度は、外国語教育や総合的な学習の時間をはじめ、各教科や領域の中で、意識的に場面や機会を工夫し、体系的・継続的な指導で育成していく。

## 3 豊かな人間関係づくり

違いを認め合い、互いに尊重し合う態度や公平・公正な判断力を養う土台は、人間関係づくりにある。人間関係の基礎となる、日常生活の中での多様な人々とのかかわりを通して、豊かな人間関係を築いていく力を育てていくことが大切である。学級づくりをはじめ、教科・特別活動等、すべての教育活動を通して、偏見・差別なく、互いの個性を認め合い尊重し合う態度を育成していく。

# 時代の変化に対応した教育の推進(科学・技術)

日本が科学技術創造立国として持続的に発展していくためには、科学・技術に興味関心を持ち、未知の問題の解決へ向かおうとする創造力のある人間の育成が大切である。未来を担う子どもたちに豊かな創造性を培うためには、様々な自然体験や科学的体験を通して、実体験から生まれる驚きや感動を味わわせること、科学・技術と自分のくらしのかかわりに気づくこと、知的好奇心や科学的思考力を高めることが必要である。

## 1 自然体験や科学的な体験の充実

子どもたちは、飼育栽培や自然の中での直接体験、科学実験やものづくりなどといった具体的な体験を通して、自然の事物・現象の不思議さや巧みさに驚きや感動を持ち、科学的・技術的探究の基礎となる自然への興味関心を高めていくことになる。特に近年は、子どもの原体験の不足が指摘され、学習指導要領にも自然体験や科学的な体験の充実が謳われている。

山形市では、生活科、理科、総合的な学習の時間、学校行事などを通して、豊かな自然体験や科学的な体験の充実が図られるよう、山形市少年自然の家、山形市理科教育センターの機能充実を図っていく。また、下記のような事業を通して、児童生徒の科学・技術への興味関心を高めていく。

【山形市少年自然の家事業】⇒ ・少年団 ・サマーキャンプ ・親子お泊り体験  
・ウインターキャンプ ・森の昆虫見つけ隊 など

【山形市理科教育センター事業】⇒ ・おもしろ実験教室 ・サイエンスキッズクラブ  
・親子科学あそび教室 ・科学出前講座

## 2 校外施設との積極的な連携

山形市には、少年自然の家や理科教育センターなど、科学・技術に関連する施設があり、児童生徒の自然や科学の直接体験の場、教職員の研修の場として活用されている。また、指導主事をはじめ専門性のある人材が児童生徒や教職員の実態やそれぞれの課題に応じて、サポートする体制を整えている。

他にも、県立博物館や山形大学（SCITAセンター、地域教育文化学部）、野草園といった施設があり、科学・技術を身近に感じることができる。専門性の高い人材や優れた教材が身近にある学習環境は、児童生徒にとって探究的な思考が促進されることにつながる。

各学校においては、その地域に根ざした自然や文化がある。その地域のよさを学ぶために、地域の方々と連携することも大切にしたいことである。

## 3 探究的な学習の推進

将来を予測することが困難な時代において、自然災害への備えやエネルギー関連の問題など、科学・技術を用いてこれまでにない問題に性急に取り組んでいかなければならない状況にある。未知の問題の解決に向かって取り組もうとする態度は、それまでの探究的な取り組みにおける充実感や満足感と大きくかわる。理科や総合的な学習の時間などを通して、自分の問題意識から探究的に解決していくことを繰り返し、探究のスキルや自己効力感を高めていくことが重要である。

【山形市理科教育センター事業】⇒ ・小、中理科授業づくり講座（教員対象）



# 時代の変化に対応した教育の推進(環境・福祉)

全世界的にSDGsに対する理解が進み、様々な実践が行われている。この流れを受けて、子どもたち一人一人に豊かな感性を育み、身近な自然や環境に対する諸問題について科学的視点をもって追究する力を育て、環境にやさしい生活の実現に向けた実践力を身に付けることができるように、組織的・計画的に環境教育を展開していく。

また、すべての人をかけがえのない存在として尊び、社会生活の中で共に支え合って生きる力を育むように、体験的・実践的な福祉教育を行う。

## 1 各学校における特色ある環境教育の推進

「美わし山形 スクール・エコプラン」に基づき、各学校では、環境教育の中核として「環境教育全体計画」を策定し、それぞれの地域の自然環境や社会環境を生かした特色ある環境教育を推進する。積極的に新たな教材開発に努め、子どもたちにとって身近で魅力ある教材を活用することを通して、実感の伴った学びを構築していく。

さらに、各学校の地域環境の魅力や環境教育の具体的な取組及び成果等を、学校便りやホームページを通して積極的に家庭や地域に発信し、地域との情報交換を密にすることで、環境教育への理解を深め、地域と学校の連携を強くしていく。

## 2 環境教育における日常的・継続的な活動

子どもたちの気付きや思考を促したり、主体的な活動を促したりするためには、リデュース・リユース・リサイクル等に関する活動に、日常的・継続的に取り組んでいくことが大切である。SDGsの理念にふれながら、環境に対し自分ができることを考えさせていく。また、児童会・生徒会活動にも適切に位置付け、子ども主体の活動として展開し、環境の保護や保全に対する実践力を育てていく。

実践例) エコキャップ回収活動、アルミ缶回収活動、ゴミの分別活動、花壇など地域の美化活動

## 3 体験的・実践的な福祉教育の推進

子どもの発達段階、学校の実態や地域の特性を生かし、各学校におけるすべての教育活動を通して、意図的・計画的に進めていく。福祉の心を育む心情の育成及び福祉についての知識の深化、福祉にかかわる実践力を養成するために、心情・知識・実践力の相互の関連を図りながら培っていく。特に、子どもの発達段階に応じた体験的な活動や児童会・生徒会等の自主的組織が行うボランティア活動を積極的に推し進める。また、社会福祉協議会との連携を図りながら、地域に根ざした交流を図っていく。

実践例) 雪かきボランティア、一人暮らしお年寄りのゴミ出しボランティア

# 教育の情報化の推進

プログラミング的思考や情報モラルを含む「情報活用能力」は、変化の激しい社会を生きていく上で、身につけるべき必要不可欠な能力であり、現代における「生きる力」の一つである。その「情報活用能力」を身に付けるために、学校では、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」の3つの力を効果的に育成するため、系統的・体系的に学習を展開することが必要である。

市立小中学校では、GIGAスクール構想に基づき児童生徒に対し1人1台のタブレット端末が整備された。これらのICT機器とこれまでの教育技術を組み合わせた新しい学び方を追究・推進していくことにより、個に応じた指導の充実を図ることが求められている。

児童生徒の情報活用能力及び教員のICT活用指導力のさらなる向上を目指すため、「情報教育推進校」を複数設置し、ICTを活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに探究的な教育を推進していく。

## 1 各学校における組織的・系統的な指導

各学校においては、情報教育全体計画及び年間指導計画を整備し、学校全体で計画的に実施することが重要である。小学校では各教科や総合的な学習の時間の具体的・体験的な場面で、中学校以降では技術・家庭科を中心としながら、各教科等で情報手段を積極的に活用することにより情報教育の充実を図っていく。また、ICT支援員の運用を図りながら、効果的に情報教育を進めていく。

## 2 望ましい情報モラルの育成

情報社会の「光」の部分と正しく安全に活用していくためにも、「影」の部分から身を守る知識や判断力を身に付ける「情報モラル教育」を推進していかなければならない。危険回避のための知識の獲得と日常生活におけるモラルの育成という二つの側面を計画的に指導するために、特別活動、各教科での取り扱いを視野に入れ、学年に応じた内容を段階的に構成した「情報モラル指導計画」を作成し、すべての子どもたちに対して確実に指導することが不可欠である。

また、保護者との連携や保護者への啓発に積極的に取り組んでいくことも必要である。

学校や保護者の役割	知識の指導、心の指導（判断力）、トラブルへの対応 機器の管理（フィルタリング、機能制限等）、約束づくり 等
-----------	--

☞山形市総合学習センターポータルサイト「育てよう情報モラル」参照

## 3 プログラミング教育の実施

今日、コンピュータは生活の中の様々な場面で利用されているとともに、子どもたちにとって、将来どのような職業に就くとしても、コンピュータ等を理解し活用することが求められている。コンピュータを適切かつ効果的に活用していくためには、その仕組みを知ることが重要となる。そのためにも、小・中・高等学校を通じて、プログラミング教育の実施を、子どもたちの発達段階に応じて行い、プログラミング的思考等を育むことが必要となる。

### プログラミング教育の実施にあたって

- (1) コンピュータ等を活用したプログラミング体験を中心に、発達の段階に応じコンピュータを使わないアンプラグドによる学習を取り入れながら論理的に考える「プログラミング的思考」を育む。
- (2) 小学校での実施にあたって、各教科等の内容の中で実施する場合には、各教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付けさせることができるよう、教科等における学習上の必要性や学習内容と関連付けながら、計画的かつ無理なく確実に実施する。
- (3) 中学校での実施にあたって、小学校におけるプログラミング教育の成果を生かし、発展させながら、各教科の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る。併せて、技術・家庭科「技術分野」の内容「D情報の技術」においてコンピュータの仕組みを理解し活用していく力を育成する。

#### <小学校におけるプログラミングに関する学習活動の分類（教育課程内）>

- |   |
|---|
| <p>A 学習指導要領に例示されている単元等で実施するもの（算数・理科等）</p> <p>B 学習指導要領に例示されていないが、学習指導要領に示される各教科等の内容を指導する中で実施するもの</p> <p>C 教育課程内で各教科等とは別に実施するもの（プログラミングを体験する取組、各教科等の学習と関連させた具体的な課題を設定する取組等）</p> <p>D クラブ活動など、特定の児童を対象として、教育課程内で実施するもの</p> |
|---|

## 4 学習ならびに校務における教育の情報化

ICT機器を活用して個に応じた指導の充実を図ることは、新しい時代に必要な資質・能力の向上と、学力の確実な定着に向けた方策の一つとして有効であると考えられる。そのためには、望ましい情報モラルに基づき、学校にあるICT機器を適切に活用して従来の教科を効果的に学習することや、ICTそのものを学ぶなど学習活動の充実を図ることが必要となる。

また、新しいICT機器やソフトウェア等の活用について、校内・校外での研修等を通して適切かつ効果的に活用できるようにする。

### (1) ICT機器の積極的な活用

電子黒板、デジタルテレビ、プロジェクター、書画カメラ、PC、タブレット等の様々なICT機器を適切かつ日常的に活用することで、児童生徒の学習への意欲を喚起し、理解の促進と知識の定着を図り「より分かる授業」や「個に応じた指導」の実現に努める。

また、授業においては「山形市総合学習センターポータルサイト」内、各コンテンツを積極的に活用していく。

#### <学習場面でのICT機器活用の例>

- ① 一斉学習（教材の提示、モデルの提示等）
- ② 個別学習（活動の様子の記録、情報収集、観察記録、表現・制作等）
- ③ 協働学習（発表や話し合い、意見整理、制作活動、遠隔地への情報発信、テレビ会議等）

☞ 山形市総合学習センターポータルサイト及び同サイト内「ICT機器接続マニュアル」参照

### (2) 校務の情報化を推進するにあたっての遵守事項

校務の情報化にあたっては、取り扱う情報の重要性、機密性を自覚し、学校におけるセキュリティ対策を徹底していくことが不可避である。そのために、情報の管理方法、ウイルス感染などのトラブル防止、機器やインターネットの利用規則などを定めた「学校情報セキュリティポリシーガイドライン」を全職員で遵守、実行していく。

# 一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育の充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズに基づいて、その可能性を最大限に高め、将来の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う。また、児童生徒の相互の交流を通して、社会性や豊かな人間性を育む学校経営を推進する。特別支援教育のさらなる充実をねらいとし、教職員個々の特別支援教育力の向上、及び通常学級における特別支援教育体制の充実を推進する。

## 1 特別支援教育の推進（校内教育支援体制の整備と教育支援の充実）

### (1) 「校内教育支援委員会」を設置し、校内教育支援体制を構築する

系統的な支援を行うための組織と仕組みを構築するために、「校内教育支援委員会」を設置し、児童生徒、保護者、担任を支える体制を整備する。

### (2) 特別支援教育コーディネーターを複数指名する

大規模の小学校においては、統括する特別支援教育コーディネーターの他に低・中・高学年各1名の計4名、中規模の小学校においては上・下学年各1名の計3名、中学校においては1～3学年各1名の計4名の指名が望ましい。

### (3) 適切な指導・支援を図るための継続的な教育支援を行う

- ① 児童生徒への適切な指導・支援を図るために、在籍異動や転学の可能性がある場合には、校内教育支援委員会での協議及び保護者の同意を受け、山形市教育支援委員会の意見をもとに、児童生徒の実態に応じた適正な教育支援を行う。
- ② 山形市教育支援委員会開催後も、定期的に、または必要な時に児童生徒の状況について関係者が話し合う継続的な教育支援・相談体制をつくる。

## 2 一人一人の教育的ニーズに応じた個別支援の充実

### (1) 学級担任や教科担任としての気付きを大切に、児童生徒の実態を把握する

適切な教育的支援のスタートは、児童生徒の出している様々なサインに対する担任の気付きである。さらに複数の目による観察を通し、つまずきや困難などの様子を正確に把握することが大切である。

### (2) 関係機関と連携し、個別の教育支援計画を作成する

特別な支援を必要とする児童生徒に関わる様々な関係者（保護者、教育・医療・福祉機関等の関係者など）が、児童生徒の特性や状態などの情報を共有し、教育支援の目標や内容、合理的配慮、関係者の役割分担等について、個別の教育支援計画を作成する。

(3) 個別の指導計画の作成及び特別の教育課程の編成により、指導・支援の充実を図る

- ① 児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導計画を作成する。その際、学校における教育目標や教育課程、当該児童生徒の個別の教育支援計画を踏まえて、一人一人の教育的ニーズを把握し、指導目標や指導内容・方法等をより具体的に盛り込むとともに、保護者と合意形成を図るように努める。また、定期的に計画を評価し、見直していくことが重要である。
- ② 特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童生徒の障がいの程度を考慮し、学級の種別に応じた教育課程を編成する。
- ③ 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒についても、個別の指導計画を作成することが望ましい。作成した場合には、進級や中学校・高等学校への進学に際し、個別の指導計画を引き継ぐようにする。

(4) 交流及び共同学習を推進する

児童生徒の実態に応じ、特別支援学級と通常学級とにおける交流及び共同学習を行い、社会性を養い、豊かな人間性と多様性を尊重する心を育む。

(5) 児童生徒主体の進路指導を行う

保護者との共通理解のもと、児童生徒が自己理解を深め、主体的に進路選択ができるよう、一人一人の実態に応じた適切な情報の提供や相談を行い、多様な進路へ対応する進路指導を行う。

### 3 教職員の特別支援教育力の向上(障がいの理解と指導法の充実)

(1) 校内研修を充実する

「山形市特別支援教育の手引き」等を活用し、LD・ADHD、高機能自閉症等の様々な障がいに関する知識や、障がいの状態に応じた指導、通常学級における特別支援教育の在り方等について、教職員の共通理解を図る機会を積極的に設定する。

 山形市総合学習センターポータルサイト「山形市特別支援教育の手引き」参照

(2) 校外の研修への積極的な参加

校外における特別支援教育に関する研修会等を利用し、障がいの特性や特別支援教育について理解を深め、指導の充実を図る。

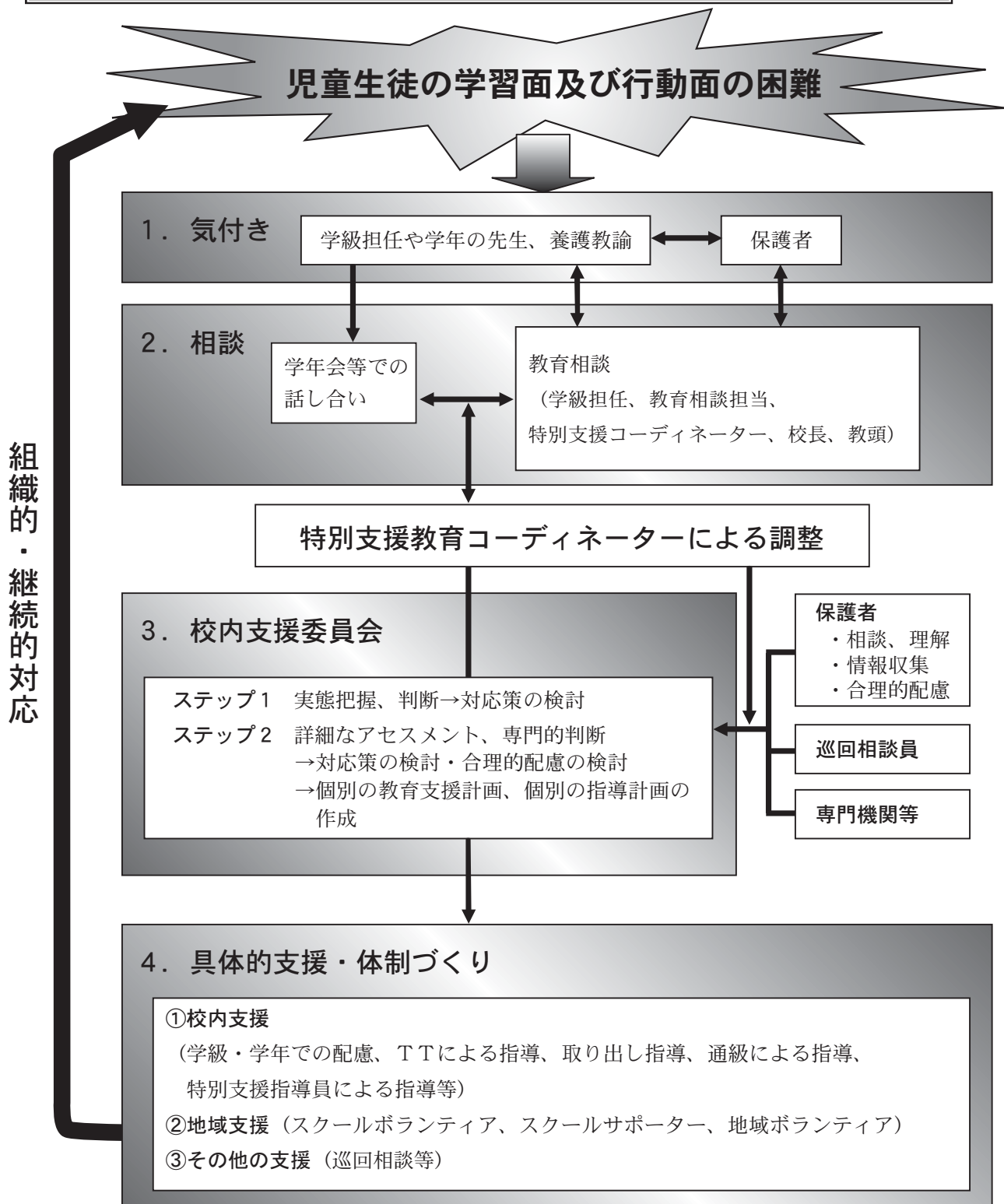
(3) 特別支援教育巡回相談により、指導の充実を図る

特別支援教育巡回相談における専門家からの指導・助言を個別の教育支援計画や個別の指導計画に反映させ、より適切な指導・支援を図る。

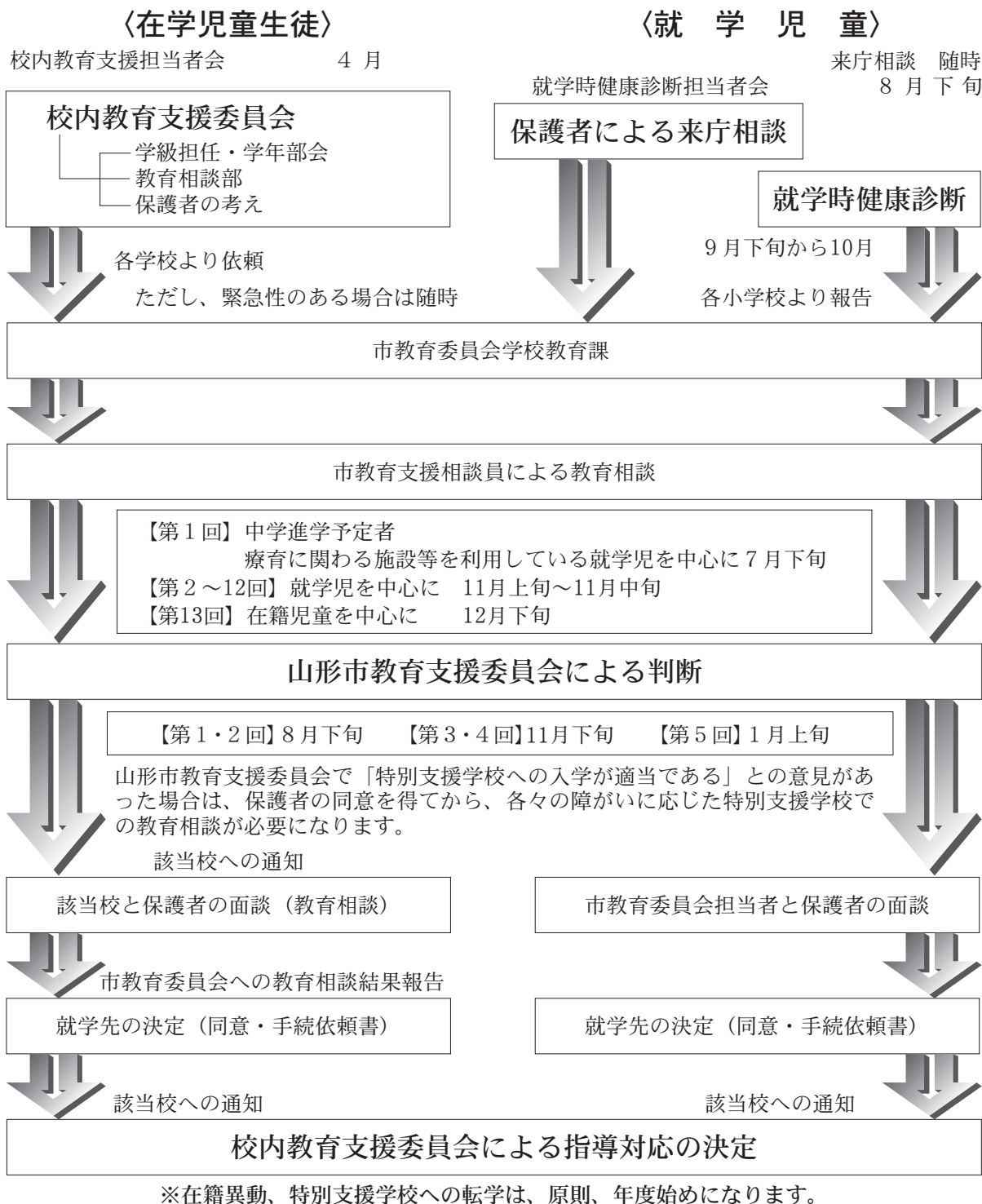
特別な支援が必要な児童生徒への対応モデル

◇ポイント

- 1 児童生徒及び保護者との信頼関係の構築
- 2 外部の専門家や関係諸機関等との適切な連携
- 3 適切な実態把握と必要な支援内容の明確化
- 4 教職員の共通理解による個々の実態に応じた組織的対応



# 【適切な就学先を判断するための教育支援相談の手順】



市の教育支援相談員との面談を基に児童生徒の実態を客観的に判断し、適切な就学先を助言するのが山形市教育支援委員会です。特別支援学級・通常学級への在籍異動や特別支援学校への就学・進学及び転学には山形市教育支援委員会の意見を基に話し合い、保護者の同意が必要となります。

- ★ 小学校の言語通級指導教室は第一小・第三小・第六小に設置されています。他校の児童は、指定された設置校へ通級します。
- ★ LD・ADHD通級指導教室は、市内小中学校に複数設置されています。自校通級のみ行われています。

# 教職員研修の充実と指導力の向上

「感動・感謝・信頼にあふれた学校」づくりのためには、その直接的な担い手である教員の資質と指導力の向上が求められる。中核市となった山形市の研修体制を生かし、教員としてのキャリアステージ全体を見通して、自らの職責、経験、適性に応じた研修を行う。一人一人の教員が、日々の実践に学び、実践的指導力を高め、学校経営への積極的な参画を図り、自らの学びを大切にする研修の充実に努める。

## 1 実践的指導力の向上

### (1) 実践に生きる校内研修の充実

校内研修を学校活性化の中核に位置付け、積極的な授業改善に取り組み、日常の実践活動との一体化を図りながら、実践的な指導力の向上に努める。また、一人一人の子どもの実態に応じた課題解決に向けて、学校間・校種間の連携を生かした研修を推進する。

### (2) 子どもを把握する力の向上

生きる力を育むためには、一人一人の子どもの心身の状態を把握することのできる観察力と、感じ取ろうとする積極的な姿勢が必要である。一人一人の子どものもつ学びや生き方に対する願い、学習や生活に対する悩みなどに気づき、共感し、適切な対応ができるように、日常的な指導の中で子どもを把握する力の向上に努める。

## 2 学校経営への積極的な参画

一人一人が学校経営の一員としての自覚をもち、経営の理念や方針について理解を深め、学年・学級経営に積極的に参画することが肝要である。同時に、教員としての専門性やリーダー性を涵養することが求められていることから、学校経営の評価・改善を継続的に行い、一人一人の教員の経営能力や管理能力を向上させていくことも大切にしていく。

## 3 働き方改革の視点をもち、教育活動の改善に努める

校長のリーダーシップのもと、すべての教職員の協働によって、教育活動全体を見渡し、働き方改革の視点を持ちながら、児童生徒と向き合う時間の確保や授業改善に努めるための研修への参加等のため、教育活動の改善に努める。

## 4 自らの学びを大切にする教員

教員としての使命感と情熱のもと、常に探究心や学び続ける意識をもち、一人一人が教員としての力量の向上に努める。社会体験を通して先見性を高めたり、地域の人や自然、風土、文化に対する造詣を深めたりして、地域とのつながりを大切にし、教員としての視野を広げるなど、課題解決能力の向上に生かす。また、魅力ある学校、特色ある教育活動の充実に努めるために、より主体的な研修参加に努めるとともに、仕事に誇りと情熱をもって取り組み、一人のよき社会人としての信頼を高められるようにする。

### ◆ 今年度の私の研修計画 ◆

時 期 (期日)	研修内容 (研修講座)	研 修 方 法



〈学校を創る重点〉

## Ⅱ 安全・安心の学校づくり

# 健やかな心身の育成

児童生徒を取り巻く社会・生活環境の変化の激しい時代を生き抜いていくためには、心と体の健康が必要不可欠である。

そうした状況のもとでは、保健・安全・食に関する学習を、自他のいのちを大切に生き方を学ぶ「いのちの教育」として総合的にとらえ、校医等の専門家の協力を得ながら、保護者や地域と連携して取り組むことが必要である。

また、体育授業と教育活動全体を通じた体育・スポーツ活動の両面から、体力・運動能力の向上を計画的に図るとともに、運動の楽しさを十分に味わわせていくことで、生涯にわたり運動・スポーツにかかわっていきこうとする資質を養い、豊かなスポーツライフを実現できる児童生徒を育成していく。

## 1 健やかな心と体の育成

学校においては、学校保健計画・学校安全計画・食に関する指導の全体計画を作成し、相互に連携させながら児童生徒の心身の健康の保持増進を図っていく。

### (1) 心身の健康を育む学校保健の充実

保健教育は、学校教育法に基づく教育課程および学校保健における位置付け(保健学習と保健指導)を明確にして相互の関連を図り、効果的に指導を進める。

児童生徒等及び教職員の心身の健康を支える保健管理(「人」「物」に大別される)は、学校保健計画に位置付けて推進し、広く健康教育に生かしていく。

人間尊重を基盤にし、自他のいのちを大切にすることを育む「いのちの教育(性教育含)」「飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育」について計画を作成するとともに、自己の生き方についての考え方を深められるよう発達段階に応じた指導を工夫する。

☞Star Office・キャビネット内「小・中学校における熱中症事故防止について」参照

### (2) 食に関する指導の推進

「山形市食育・地産地消推進計画」に基づき、学校給食に地場産物や郷土料理が導入されていることを理解し、地域文化の理解促進を図るとともに、自然の恵みや働く人々への感謝の心を育むよう努める。

児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、栄養教諭や学校給食センターの管理栄養士等との連携を図りながら、学校給食や関連する教科、特別活動等において食に関する指導を推進する。また、食に関する課題を家庭と共有し、保護者と連携した取り組みを推進する。

学校給食における食物アレルギーへの対応については校内委員会を設置し、保護者や主治医、学校給食センターと連携をとりながら適切な対応に努める。

☞Star Office・キャビネット内「アナフィラキシー対応フローチャート」参照

## 2 たくましい心と体の育成

### (1) 確かな力が身に付く体育授業の充実

体育授業においては、個に応じた指導と運動の学び方を重視した指導の充実により、すべての児童生徒が基本的な運動の技能や知識、コミュニケーション能力および論理的な思考力、運動・スポーツを楽しむための望ましい態度を確実に身に付けていくことが大切である。

年間指導計画を作成する際には、運動の特性と適時性を十分に踏まえるとともに、発達段階のまとまりや小・中・高までの校種間の接続等も十分考慮しながら指導内容の整理・体系化を図っていく。

山形市の児童生徒の体力・運動能力調査結果より、小学生では男子のボール投げ、中学生では男子の握力及びボール投げで、県の目標値と比較して大きな差があり、課題となっている。

まずは各校で自校の児童生徒の体力・運動能力状況を的確に把握する。そして、課題を明確にし、その課題を改善する方策を練り、体育授業と教育活動全体を通した体育・スポーツ活動の両面から、計画的に体力・運動能力の向上を図るようにする。

### 令和4年度体力・運動能力調査 県設定最小目標値との比較

県目標値：総合評価Bの最低点(各年齢別)を項目数(8:握力～ボール投げ)で割った得点

項目	学 年	小学1年						中学1年			中学2年		中学3年
		市(R4)	県目標値	市(R4)	県目標値	市(R4)	県目標値	市(R4)	県目標値	市(R4)	県目標値	市(R4)	県目標値
長座体前屈(CM)	男子	27.13↑	26.89	30.21↑	31.1	32.56↓	34.11↓	24.3↓↓	29.89↓↓	34.55			
	女子	29.79↑	29.98	33.88↑	34.58↑	37.16	38.79	21.35	23.67	25.74			
立ち幅とび(CM)	男子	113.37	124.62	135.43	143.12	154.82	163.92	178.65↓	196.93	210.66			
	女子	106.06	115.95↓	127.16	136.35	147.2	153.83	156.38	163	168.99			
ボール投げ(M)	男子	8.14↓	11.33↓	14.76↑	17.81↓↓	20.89↓	25.19↓	16.77↓↓	19.89↓↓	22.2↓↓			
	女子	5.68	7.7	9.69↑↑	12.17↓	14.01	15.64	10.89	12.47↓	13.44↓			
		県目標値	23	27	27	34	38	38	33	38	38		
		県目標値	25	29	29	29	41	41	23	25	25		
		県目標値	117	130	143	156	156	168	203	218	218		
		県目標値	109	134	134	147	147	160	157	168	168		
		県目標値	10	13	13	24	24	30	22	25	28		
		県目標値	6	8	8	14	14	17	12	14	16		

県の目標値に対しての有意水準    ↑…10%を越えて上回る。↑↑…20%を越えて上回る。  
↓…10%を越えて下回る。↓↓…20%を越えて下回る。

## (2) 教育活動全体を通した体育・スポーツ活動の充実

遊びの中で自然に体力・運動能力が育まれることが難しくなっている状況の中、運動(遊び)の日常化・生活化をめざすため、体育授業に加え、教育活動全体を通した体育・スポーツ活動の充実を図っていく必要がある。

特に、走・投・跳の基礎的な運動能力を養うために、鬼ごっこや的当て遊び、川跳び遊びなど、類似の運動遊び(運動のアナログとなる遊び)を低学年時から十分経験できるように、意図的な取組や場の設定、環境整備等を推進していく。

また、山形市の豊かな自然環境を生かした、雪遊びやスキー、スケートなどの体育・スポーツ活動も積極的に推進していく。

中学校の部活動は、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養など、人間関係の形成に大きな役割を担っている。今後とも、国及び県のガイドライン並びに「山形市における部活動の方針」を遵守し、適切な部活動を推進していく。また、部活動指導員を配置するとともに、地域の社会人外部指導者の活用や関係団体等と連携を図っていく。

休日における部活動の地域移行に向け、国及び県の方針に基づき、学校やPTAも含めた関係団体等と協議しながら、地域移行の仕組みづくり等の検討を進める。

# 生命を守る安全教育と防災教育の徹底

学校における学校安全（安全教育・安全管理・組織活動）の果たす役割の重要性がますます高まってきている現状の中、安全教育の一環として、安全・防災に関する教育を発達段階に応じて計画的・継続的に行う必要がある。学校においては、ねらいに基づき、地域の特性や実態を十分に踏まえた計画を立てた上で、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して、横断的に安全教育・防災教育を展開していくことが大切である。

## 1 生命を守る安全教育の徹底

学校内外での事故や通学路上での不審者発生件数は増加傾向にあり、児童生徒の安全確保は喫緊の課題である。生活安全教育や防犯も含めた交通安全教育を実施し、安全指導の徹底を図りながら、児童生徒とともに行う安全点検やいざという時の行動など、自分のいのちを守り安全な行動がとれる児童生徒の育成をめざして安全・防災教育の充実を推進する。

また、学校安全計画に基づき、校内の安全確保のための環境を整備し、地域との連携を図りながら通学路の安全点検を行うなど、安全対策に努める。

各学校においては危機管理マニュアルを作成し、教職員の共通理解を図り、危機管理の研修を充実させ、PDCAサイクルの確立を促進し、保護者や地域、警察等の関係機関と連携・協働しながら危機対応に万全を期す。

☞ Star Office・キャビネット内：「危険等発生時（心停止）における心肺蘇生及びAED活用の指針」参照  
「学校安全計画」参照

## 2 防災教育の徹底

防災についての基礎的・基本的な事項について系統的に理解を深め、思考力、判断力を高め、働かせることによって、災害に対して適切に対応する能力を培うようにする。また、地域の実情や将来予測される防災に関する問題等を取り上げ、自他の安全の確保に関する実践的な能力や態度を育成するため、家庭や地域社会と連携した防災教育を計画的・継続的に推進していく。

主な指導内容（学習指導要領や教科書等に示されている観点から）

- ① 災害に対する理解：自然災害のメカニズム、地域の自然環境・災害の要因、二次災害、過去の災害等
- ② 災害対応能力：的確な避難行動、日常の備え、応急措置の方法、情報の正確な把握等
- ③ 災害時の生命の大切さ：人としての在り方、思いやり、優しさの大切さ、ボランティア活動への意欲、参加等

発達の段階に応じた目標

小学生	日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童
中学生	日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる生徒
高校生	安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒
障がいのある児童生徒等	上記のほか、障がいの状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避し、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

（文部科学省『「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開』より）

防災管理における日常の「備え」として (※地震や台風等への対応として)

(1) 防災教育の実施

(2) 防災体制の確立

□災害発生時の対応の検討

- ①学校防災組織の編成
- ②教職員の緊急出動体制（勤務時間外）
- ③緊急連絡方法（保護者、教育委員会等）
- ④避難所開設・運営への協力
- ⑤避難所開設時の臨時休業等対応

□情報連絡体制の整備

- ①職員間の連絡方法等

□防災訓練の実施

状況に応じた  
児童生徒の安全確保

- ①校内における諸活動時
  - ・各教科等の学習中の場合
  - ・始業前、休憩時間、放課後の場合
  - ・部活動等の児童生徒が自発的に行う活動中の場合
- ②校外における諸活動時
  - ・遠足、修学旅行、職場体験学習等の場合
- ③登下校時、児童生徒が学校に避難してきた場合
- ④夜間・休日等

□保護者との連絡・引き渡し

- ①連絡方法（緊急システムやWebメール等）
- ②学校待機、引き渡し方法等の事前周知

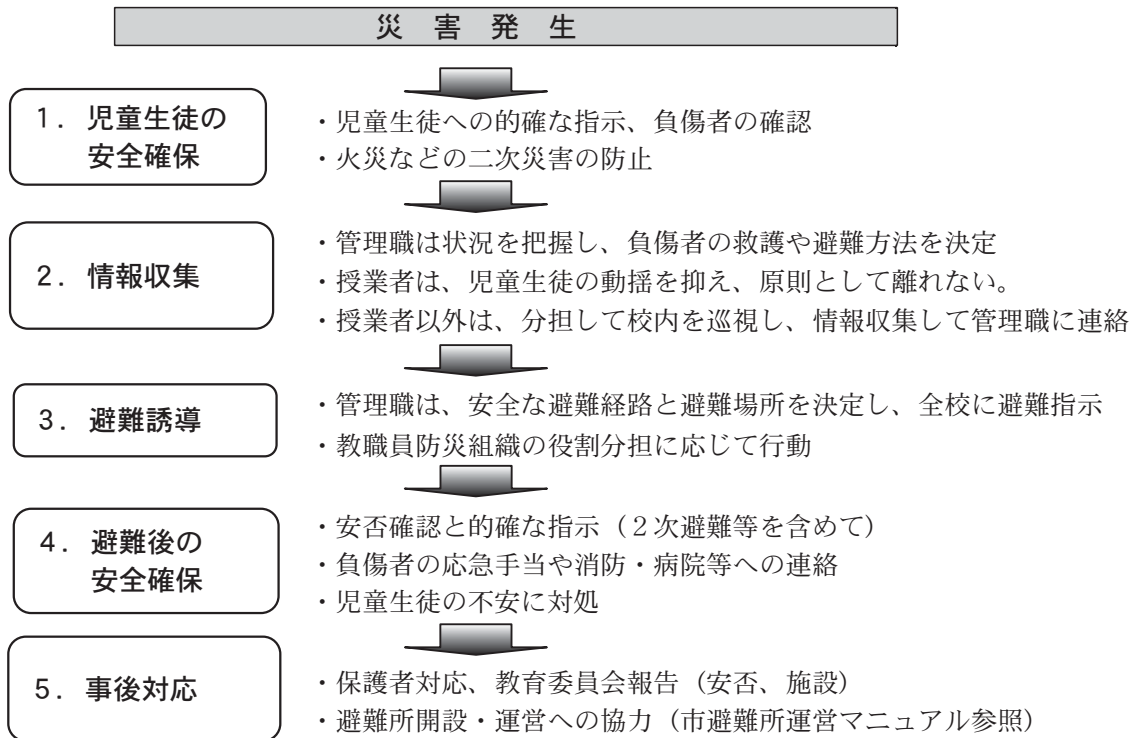
□心のケア

- ①教育相談体制の確立

□施設・設備の安全対策の実施

(3) 学校の安全に関する評価・改善

非常災害時の対応例



☞ Star Office・キャビネット内：「山形市学校防災マニュアル作成ハンドブック」参照

# いのちの教育の充実（学級経営）

## 1 集団の中での心の育成

### (1) 感性を育み、豊かな心を育てる

- ① 集団の中での人間関係づくりを通して、互いに個性を認め合い、命や人権を尊重し、人の役に立つ喜びを味わおうとする心情と態度を養う。
- ② 子ども同士の触れ合いやかかわり合いの場を大切にし、集団の中での自分の存在を肯定的に見つめ、自己を確立できるように支援する。
- ③ 子どもたちが自分で判断したり、決定したりする場を意識的に設け、集団の中で適切に行動しようとする態度や、自分のよさを発揮しようとする意欲を育てる。
- ④ ボランティア活動や様々な体験活動を通して、他者や社会とのかかわり方についての能力を高めるための指導・支援に努める。
- ⑤ 集団の中でコミュニケーション能力等を高める指導の在り方を工夫し、所属感や連帯感を深められるようにする。

### (2) 活力ある学級づくりに努める

- ① 誠実さやまじめさ、正しさ等を認め合い、安心して学校生活を送ることができる学級づくりに努める。
- ② 子どもたちが自らの課題や目標を設定し、困難な場面を乗り越えることによって成就感や充実感が味わえるような学級づくりに努める。
- ③ 常に子どもの話に耳を傾けながら、丁寧で温かな言動で対応し、子どものよさを認め、また、よさを引き出しながら、明るく潤いのある学級づくりに努める。
- ④ 規範意識を高めるための日常の指導を根気強く行う。また、9年間を通して、きまりの意味や必要性などを実感できるように指導する。
- ⑤ 子どもたちの生き生きとした学習や活動の様子を振り返ることができ、計画的な掲示に努めるなど、整理整頓された学習環境の整備を図る。

## 2 一人一人の子どもに向ける温かい目

### (1) 子どものサインを見逃さないために

- ① 学校生活におけるあらゆる場面（登校の様子・健康観察・授業・休み時間・給食・清掃・放課後の諸活動等）で、子どもとの積極的な触れ合いやかかわり合いの中で生じる対話や観察を通して、子どもの心身の状態を感じ取るようにする。
- ② 常に複数の教員の目で子どもの様子を捉え、情報交換を密にしながら、子ども一人一人についての理解を深めるようにする。また、教員同士の

子どもについての相談や連絡・報告を日常的に行い、組織的な対応が適切にとれるような学年・学校体制を確立する。

- ③ 授業を受けもつ教員それぞれが、その時間の学級担任であるという意識をもって授業に臨み、子ども一人一人に応じた、きめ細やかな教科経営に努める。

## (2) 子ども理解に基づく教育相談の日常化を図る

- ① 学校生活におけるあらゆる場面を通して、子どもに向上への意欲と自信をもたせ、悩みや問題を子ども自身が解決していく力を高めるための指導・支援に努める。
- ② 時期や内容・方法等を工夫した計画的な教育相談を通して、一人一人とじっくり向き合い、子どもの話に耳を傾け、夢や希望を大きく育てるための指導・支援に努める。
- ③ 一人一人の子どもの実態に応じた指導・支援を行うことができるように、教育的ニーズの把握の仕方やカウンセリングの方法などについての理解を深める。

さらに、性の多様性に対する配慮を含む特別な配慮の必要な子どもについては、実態に応じ個別の支援・指導計画を整備し、家庭との連携の充実に努める。

## (3) 指導記録を蓄積し、効果的に活用する

- ① 子ども一人一人の優れた取り組みや、指導の経過に関する記録等を整理・蓄積し、いつでも効果的に活用できるようにする。
- ② 指導記録を基に、子どもや保護者に、子どもの成長の状況を機会をとらえて丁寧に伝え、子どもが向上への意欲と自信をもち、毎日の生活が明るく、楽しく送れるように支援する。

# 3 家庭との信頼関係の構築

## (1) 保護者と共に考える姿勢を重視する

- ① 保護者の声に十分耳を傾け、願いや悩み等を共感的に受け止めながら、共に考える姿勢を大切にする。
- ② 子ども、保護者との対話から、教員が日頃学校で話をしていることがどのように家庭に伝わっているかを把握し、指導に生かす。

## (2) 家庭や地域との連携・協力を推進する

- ① 子どもの成長の過程が見える評価の仕方と家庭への連絡の仕方を工夫し、学校での子どもの学習や生活の様子等について丁寧に伝える。それを基に家庭の理解と協力を得ながら、子どもをさらに高めるための指導にあたる。
- ② 家庭・地域との協力体制を確立し、一人一人の発達に応じた体験活動などを通して、子どもの自主的で自律的な生活態度や忍耐力の育成を図る。

# いのちの教育の充実（道徳教育）

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んずる心など、子どもたちの思いやりの心と規範意識を育むことは、いつの時代にあってもとても大切である。

人間が本来もっている「人間としてよりよく生きたい」という願いに基づいて、よりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道徳性を養っていく。

## 1 「特別の教科 道徳」の時間の充実

「特別の教科 道徳」（以下 道徳科）の時間は、教育活動全体で学習した道徳的諸価値を人間としての在り方や生き方という視点から捉えさせ、自分のものとして発展させていく時間である。断片的な不十分さを補充し、掘り下げを欠いたところを深化して、それらの統合する時間として、道徳科の時間を活用する。

道徳科の時間の充実のためには、子ども一人一人が、ねらいとする道徳的価値に向き合い、自己内対話や他の子どもとの対話、小集団での議論等を通して、自分自身のこととして道徳的問題場面を捉え、内省、熟慮することを繰り返しながら、自ら考えを深めていくプロセスが重要である。

検定教科書を適切に用いるとともに、子どもが意見を交流する言語活動や表現活動を通して、物事を広い視野から多面的・多角的に考えさせる授業を積極的に展開していく。

子どもに自らの成長を実感させ、意欲の向上につなげていくとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努める。

## 2 道徳教育推進のための校内体制の整備

子どもの実態や学校、地域の実状等を踏まえ、学校としての道徳教育の重点を見直し、すべての教職員が共通理解し、全教育活動を通して一貫した指導を行う。また、実効性のある全体計画及び別業を作成することを通して、道徳科と各教科等との連携を図り、道徳の指導計画を効果的に機能させていく。

このような活動を力強く進めるために、校長は、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図り、どの教員も、どの学級でも充実した道徳教育が展開されるよう指導していく。

## 3 学校・家庭・地域との連携の強化

学校における道徳教育の考え方やその取組について、家庭や地域の理解を得られるよう努める。また、授業公開や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭や地域との連携の強化を図り、社会に開かれた道徳教育を進める。

学校、家庭や地域がそれぞれの役割を果たし、一貫した方針が保たれるよう情報の発信などの連携に努める。



# いのちの教育の充実（読書活動）

山形市の各学校では、教育活動の中に積極的に読書活動を位置付け、子どもたちの豊かな自己実現に資するために、読書に親しむ態度の育成や読書力の育成に取り組んできた。そのため、児童生徒が本に触れる機会が増え、読書の習慣化が図られている。今後も、「山形市子ども読書活動推進計画」を基に、また「学校における子どもの読書活動推進アクションプラン」を参考に、本好きで豊かな心を持ち、課題解決や自己成長のために自ら本を手に取り、じっくり考え、学ぶ子どもたちの育成に向けた読書活動を推進していくことが重要である。

☞ 山形市総合学習センターポータルサイト「学校における子どもの読書活動推進アクションプラン」参照

## 1 学校図書館の充実と読書に親しむ環境づくり

学校図書館は、各学校が読書活動を推進する上で中核となる場である。学校における読書活動の推進のために、資料の収集・整理・保存・提供や児童生徒及び教職員の活用に応えるための図書館運営方法の整備などを計画的に行い、学校図書館の読書センター機能、学習センター機能、教員支援機能の向上を図っていく。なお、図書資料の整備にあたっては、「学校図書館図書標準蔵書冊数」を基に、計画的に充実を図っていく。

さらに、各教室や廊下、空き教室の活用、読書に関する掲示コーナーなど、学校全体で読書に親しむ環境づくりに取り組んでいく。

## 2 学校における子どもの読書活動の充実

課題解決の過程で本を活用することで、子どもたちは多様な価値に触れ、それを受け止め、考える力・表現する力・想像する力といった知性を高めていく。また、読書活動を通して豊かな心が育まれ、知識・心情・行動の一貫性がとれた品性あふれる誠実な人として成長する。

各学校においては、学校図書館司書教諭等を中心に、教育活動全体を見渡した読書活動全体計画を作成し、意図的・計画的に読書活動を位置付けていく。その際、読書に親しむ態度や読書力の育成が系統的に図られるようにする。また、子どもたちが読書活動の楽しさや豊かさを共感したり実感したりできるように留意する。

## 3 連携による取組の推進

市内小中学校では、公立図書館や近隣校と連携することで、調べ学習等で活用できる図書資料の幅を広げている。また、家庭や地域と連携して読書習慣を身に付けさせたり、読み聞かせボランティアなどの読書活動を豊かなものにししたりする取組が積極的になされている。校内はもちろん、校外とも様々な連携して読書活動を推進することは、読書活動の充実だけでなく、開かれた信頼される学校づくりの上でも有効である。今後もこうした連携による取組を推進していく。

# 生徒指導・教育相談体制の充実

## 1 子どもの自立を支える生徒指導の充実

子どもが自尊感情を高めるために、以下のように、生徒指導の三機能を生かして子どもの自立を支えていく。

### (1) 子ども自身が判断（自己決定）する機会を大切にする

今より少しだけ子どもに任せてみたり、選択させたりする機会を増やすことで、子どもたちは、自分で判断することに自信がもてるようになる。下記のような点に配慮して指導にあたることで、子どもたちの自立を支援する。

- ① 教師の考えを一方向的に伝えるだけではなく、子どもたちの声に耳を傾け、「あなたはどうしたい？」「あなたはどう思う？」「あなたはどうした方がいいと思う？」などと問い返ししながら、子ども自身が判断して行動がとれるよう支援する。
- ② 管理的・強制的・指示的な指導を繰り返すのではなく、指導したことの意味について時間をかけて話をし、子どもたちが具体的な行動目標をもてるよう支援する。
- ③ 子どもの判断が誤っていた場合、叱責して反省を促すだけではなく、子どもの人権を尊重し、他の人とのかかわりの中で自らの行動を振り返り、判断が誤っていたことを実感できるよう支援する。

### (2) 子ども自身が困難や課題を克服し自己存在感を高める機会を大切にする

生活面での自立を支援するためには、手出しや口出しを我慢して見守る場面が必要である。また、子どもたちが失敗した際、教師や大人が、叱責するばかりではなく、子どもたちの自己存在感を高めるように指導することで、子どもたちの自立を支援することができる。

- ① 子ども理解のもと、子どもたちの成長を温かい目で見守りながら、必要な時に必要なことを支援する。
- ② 失敗したりつまづいたりしたときは、「次はどうしようと思う？」と問いかけながら、その失敗を生かして自立する過程を支援する。
- ③ 欠点のみを指摘したり、他の子どもと比較する言葉をかけたりすることなく、子どもたちと一緒に活動しながら、一生懸命やっていることを認める言葉や、「ありがとう」という言葉をかけながら子どものやる気がわき上がるよう支援する。

### (3) 共感的な人間関係の中で、模範意識を育む機会を大切にする

成長過程においては、自尊感情を育むことはもちろんのこと、他者を尊重する態度を身に付けさせることも重要である。各種の問題行動の未然防止や自己の安全管理などのために、子どもたち自身が責任ある判断ができるようになっていないと、共感的な人間関係を育むことはできない。また、共感的な人間関係が醸成されていない集団の中では、小さな問題が大きな問題となってしまうこともある。他者の尊厳を損なう言動については、教師として毅然とした態度で適切に指導することで、自立を支援することができる。

- ① 子どもたちの利己的な行動や考え方、他者の人権を損なう言動については、毅然とした態度で丁寧に指導にあたり、言動の背景にある社会とのかかわりや家庭での有り様なども含め、他者を尊重することの大切さや喜びについて考えを深められるよう支援する。
- ② 子どもたちが、日々出会う自分の思うようにならない出来事に対処する様子を見守り、他者との関係の中で問題をとらえ、スモールステップを踏んで課題を克服できるよう支援する。

## 2 生徒指導・教育相談体制の強化

- (1) 児童生徒が抱える問題に対応する学校体制の確立
  - ① 学校内の全教職員の共通認識のもと、一貫性のある組織的な対応を強化し、生徒指導体制と教育相談体制の充実を図る。
  - ② 個々のケースに応じてプロジェクトチームをつくり、学校体制で積極的かつ組織的にきめ細かく対応する。
  - ③ 児童生徒の安全が脅かされる事態を想定し、日常的に安全管理意識を高め、万が一の場合に備え学校安全マニュアルを基に訓練等を行い、教職員が適切かつ迅速に対応できる構えを作る。
- (2) 問題の未然防止と早期発見、即時対応
  - ① 子どもたちの内面に寄り添い、日常生活の中の気になる様子や変化を見逃さないようにし、丁寧に記録する。また、校内で情報交換に努めるとともに、指導方針についての共通理解を図り、学校全体として相談活動や日常の指導を充実させる。
  - ② 9年間を見通した子ども像を明らかにし、定期的な校種間の連絡会等で共通理解を図るとともに、必要な情報交換を行う。
  - ③ 特別支援教育コーディネーターを中心に校内教育相談組織をつくる。中学校においては、相談員・カウンセラー等も校内教育相談組織に位置付け、適切に連携を図りながら組織的な相談活動を推進する。
- (3) 連携と協力
  - ① 保護者や地域の方々との信頼関係を築くために、必要な情報を適切に発信し、必要に応じて協議する。
  - ② 各種の専門機関や、教育相談機関等の外部機関と積極的な連携を図り、一人一人の実態に応じ、適切かつきめ細やかに支援する。
  - ③ 学校間・校種間での情報交換をより一層充実させ、校種間の緩やかで一貫性のある接続を図る。

☞ P39「学校間・校種間の連携」参照

## 3 いじめ等の問題行動や不登校の予防と対応

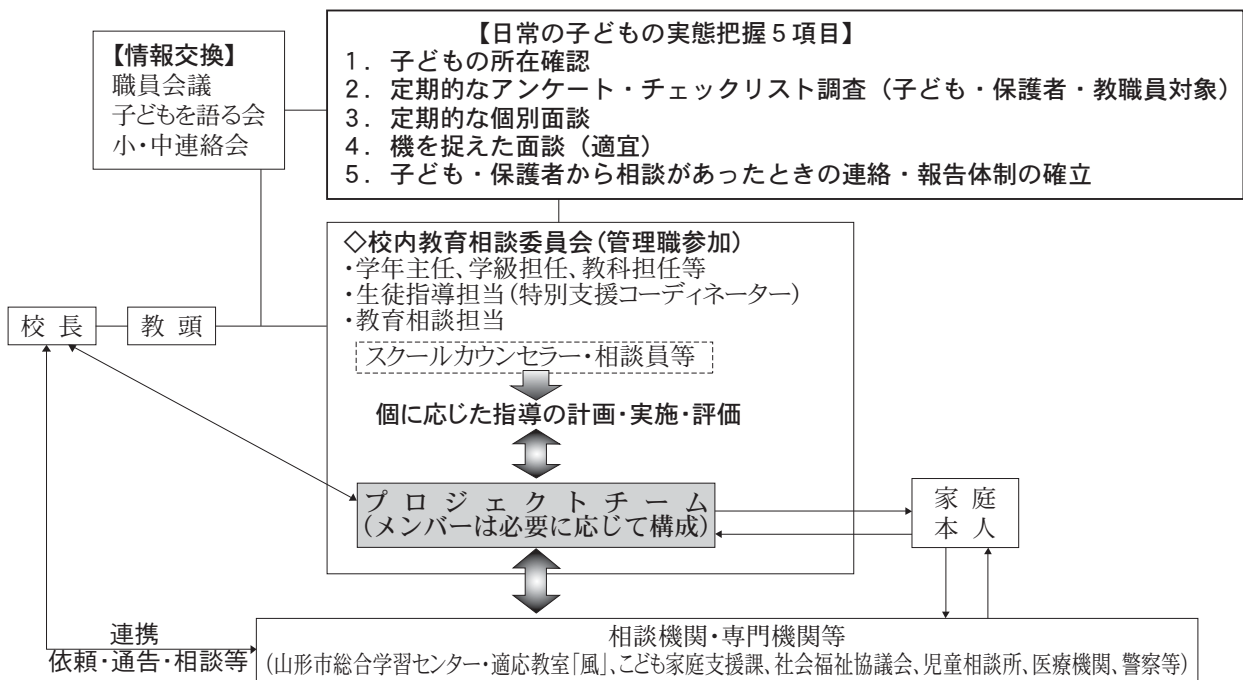
- (1) 一人一人の児童生徒が、各々目標をもって充実した学校生活を送り、仲間と学び共に生活する喜びを実感させる。
- (2) 児童生徒のよりよく生きようとする態度、資質・能力を高め、自己の将来への夢や希望をふくらませることができるようにする。
- (3) 授業の充実はもちろんのこと、多様な価値のある豊かな体験活動を充実させ、実感・納得・感動できる経験を増やし、共感し合える人間関係を築く。
- (4) 指導にあたっては、教職員の十分な連携により、組織的に対応する。(変化を見逃さない等)
- (5) いじめ防止対策推進法を基に、各学校において作成した「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を推進していく。

# 問題行動、いじめ、不登校等への学校体制の確立

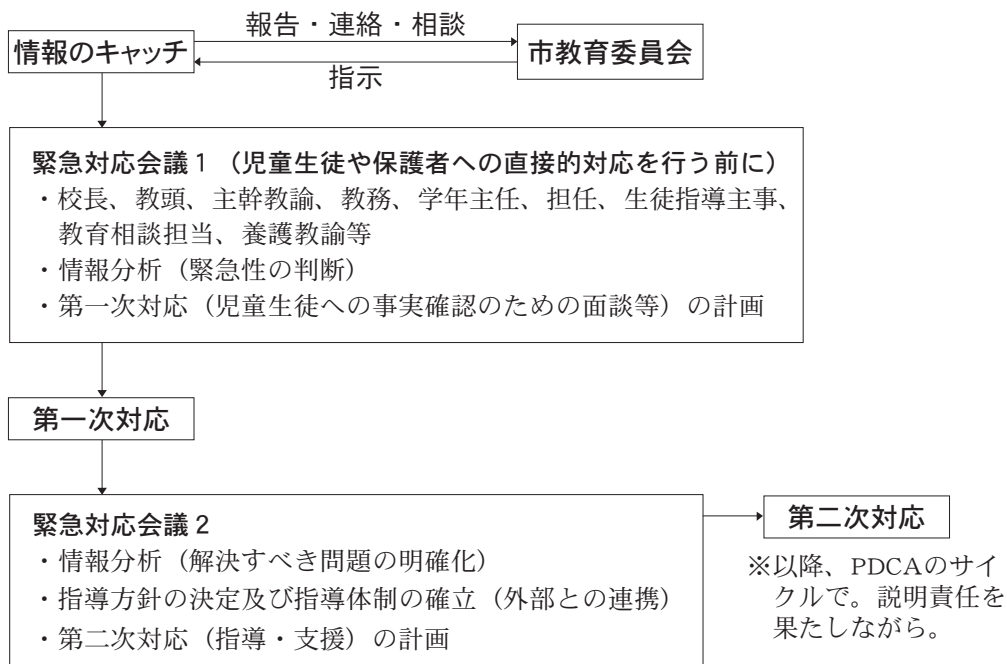
## ◇ポイント

1. 校内の教育相談体制を機能させた組織的対応
2. 個に応じた具体的な支援計画の作成と実行
3. 共感的な対応による児童生徒及び保護者との信頼関係の構築
4. 関係諸機関との適切かつ効果的な連携
5. 重大事態が疑われる事案が発生した場合は、速やかに市教育委員会との協議の上対応

## ◇モデルⅠ（日常の教育相談体制）



## ◇モデルⅡ（重大事態が疑われる事案に対する対応の流れ）



## いじめ問題 早期発見のために

### 学校でのいじめのサイン

- 急に体調不良を訴えるなどし、遅刻や早退が増えてくる。
- 授業開始前など、机、椅子、カバンなどが乱雑になっている。
- 学用品、教科書、体育着、ズックなどが隠される。学用品の破損、机やノートへの落書きが見られる。
- 日頃交流していない友人たちとの行動や授業に遅れる場面が見られるようになる。
- 授業の中で、間違いに対しての皮肉や笑い声が繰り返し起こる。
- 先生から指示を受けたり注意されたりすると、クラス内にどよめきや視線による目配せなどが起こる。
- 特定の子どもの発言に、多くの子どもたちが反対したり、質問したりする。
- 図工、美術、技術・家庭や書写の時間の後に、衣服の汚れが目立つ。
- その子どもの近くの席に誰も座りたがらない。または、机や椅子等に触れたがらない。
- 休み時間や給食、清掃の時間など、一人で行動していることが見られる。
- 休み時間などに特別な用事がないのに、職員室や保健室に出入りして過ごす。
- 黒板や机等に、あだなや「〇〇死ね」などの落書きが見られる。
- インターネットサイトやSNSへの誹謗中傷等の書き込みの噂が流れる。

### 教師間の情報交換から

- ・日常的な情報交換
- ・職員朝会での「子どもの情報交換」
- ・学年会での情報交換と事例研修
- ・生徒指導部会の中での情報交換と事例研修
- ・職員会議での情報交換と対応状況と進捗状況の報告
- ・養護教諭や教育相談員などからの情報提供
- ・部活動顧問との情報交換
- ・チェックリストを活用しての実態把握

### 子どもの様子から

- 学級や子どもの実態について、日常のあらゆる場面の中での様子を捉えていく。
- ・授業中や休み時間、給食、清掃の時間、登下校の様子
  - ・個人面談やグループ面談（定期的なもの、臨時的なもの）
  - ・連絡帳や日記帳、班ノート
  - ・アンケート調査（いじめについて、悩み相談について、生活実態調査などから）

## 早期発見と早期対応

### 家庭でのいじめのサイン

- 登校を渋ったり、転校を口にしたりする。
- 外出しなくなる。
- 感情の起伏が激しくなり、先生や友達を批判する言葉が増えたり、隠し事をしたりするようになる。
- 小遣いを多く欲しがったり、金遣いが荒くなったりする。(家の中でお金が紛失する。)
- 友達からの電話に、長時間、丁寧な口調で対応する。
- 服が汚れたり、体に傷が付いたりなど、いたずらされた形跡がある。
- 保護者の学校の出入りを嫌う。
- ネット上のメールやSNS上の書き込みを急に気にするようになる。逆に、無関心になったり、拒絶したりする。
- アンケート調査(チェックリストをもとに)

### 地域からの情報提供

- PTAや地域の各種団体（自治会など）の組織を活用して、子どもの様子を連絡したり、早期発見のポイントを啓発したりし、学校のみならず地域全体でいじめ防止に向けた取り組みを広げていく。
- 登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
  - 道ばたや空き地・公園等で、一人でぼつんとしている。
  - 道ばたや空き地・公園等で、一人の子を何人かで囲んで言い合ったり、こづいたりしている。
  - コンビニ等で、ジュースやお菓子をおごらされている。

## 「いじめ」に組織的に対応するために（基本のステップ）

いじめはどこでも起こりうる。いじめへの対応はスピードが大切。しかし、拙速な対応は事態を悪化させます。必ず記録を取りながら、丁寧に対応していきましょう。

### 1 児童生徒の気になる情報をキャッチ

- (1) いじめられた児童生徒や保護者からの訴え
- (2) 他の児童生徒からのいじめ情報
- (3) いじめらしき現場を発見
- (4) 児童生徒の言動からいじめのサイン
- (5) 家庭や地域の人からのいじめらしき情報
- (6) アンケート調査、悩み調査 など

### 2 情報を受けた教職員は校内で報告

【単独での判断・対応は禁物。素早く組織で対応。】

- (1) 「様子を見よう」「悪ふざけ」「単なるけんか」などと自分だけで判断や対応をせず、「いじめは組織で対応」の原則のもと、あらかじめ決めておいたルートで必ず校長まで報告。
- (2) 情報伝達の微妙な食い違いを防ぐために、簡単な報告書を作成。

<報告書の内容>

- 日時
- 場所
- 被害者
- 加害者
- 内容・状況等

※いじめには、単独で対応しない。他の教員等との連携を図り、組織的に対応する。

※「いじめは絶対に許されない」との強い認識に立つ。

※いじめられている子どもの側に立って判断することが原則。

### 3 対応会議（1）

【当該児童生徒に聞き取りをする前に。】

- (1) 構成員例：校長、教頭、主幹教諭、教務、生徒指導主事、学年主任、担任、当該学年、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー
- (2) 資料：いじめ報告書、被害・加害児童生徒に関する資料（家庭環境調査票等）
- (3) 会議内容
  - ① 事実確認のための計画
    - 被害児童生徒、加害児童生徒、周囲の子との面接
    - 役割分担
    - 保護者への連絡
  - ② 事実確認の項目
    - いじめの状況（日時、場所、人数、様態や集団の構造）
    - いじめの動機や背景
    - 被害・加害児童生徒の言動とその特徴
    - 保護者の知っていること
    - 教職員の知っていること
    - 他の問題行動等との関連 等

### 4 事実確認の実施

【事実確認は速やかに。集約は文書に。】

- (1) 事実関係が確定するまで、対応会議の中で何度も確認内容を集約する。
- (2) 事実確認を行うときの留意点
  - ① 被害児童生徒に対して
    - 教師は被害者の見方（味方）に立ち、子どもを支える立場で接する。
    - いじめられていることを語りたがらない場合は、性急にならずに、気持ちに添って話を聞く。
  - ② 加害児童生徒に対して
    - いじめと感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならず受容的に聞く。
    - いじめには、けんか両成敗的な指導はしない。
  - ③ 被害・加害児童生徒の保護者に対して
    - 保護者とは直接会って面談をし、保護者の立場や心情に十分配慮しながら、現段階での状況と今後の対応について説明する。
    - 保護者の考えや課題が具体的に何であるかを確認し、話を終えるよう配慮する。
  - ④ 周囲の児童生徒へ
    - 事実を確認する段階では、安易に善し悪しの判断はしない。
    - 内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。
    - 当事者以外から情報提供されたとき、情報源に迷惑がかからないように配慮する。

## 5 対応会議（2）

【市教委へ第一報】

### (1) 会議の内容

#### ① 指導方針の検討と決定 及び 指導体制の確立

< 指導体制（役割分担）の例 >

- 被害児童生徒担当チーム … 学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラー
- 加害児童生徒担当チーム … 学年副主任、担任、生徒指導部員、部活動顧問
- 保護者との連携担当チーム … 学年主任、生徒指導主事、教頭、主幹教諭、教務
- 周囲の児童生徒担当チーム … 教育相談担当、学年主任、学年生徒指導部員

#### ② いじめが長期化・複雑化した場合の、関係機関との連携の必要性の有無

※それぞれの子どもにとってのキーパーソンを考え、指導チームのメンバーは臨機応変に編成する。

## 6 いじめ解決への指導・支援と人間関係の回復

### 被害児童生徒担当チーム

- つらさや苦しさに共感的理解を示す。
- 解決まで必ず守り通すことを伝える。
- いじめ防止への強い姿勢を伝える。
- 親やいじめた子どもへの働きかけについて相談しながら進める。
- 自信をもって学校生活を送れるように、継続指導を行う。
- 加害児童生徒及び周囲への影響を考慮して指導・支援にあたる。

### 加害児童生徒担当チーム

- 行為を中立の立場で冷静に確認する。
- いじめの意図を確認する。
- 本人の気持ちを理解し、継続的にかかわっていく。
- 集団の場合は、個別指導と並行して、グループへの指導を継続して行う。
- きちんとした謝罪と今後の決意を表明させる。
- 長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方について確認する。

### 保護者との連携担当チーム

- (1) 被害児童生徒の保護者へ
  - 確認した事実関係を正確に伝える。
  - 学校の安全管理が十分でなかった場合は、率直に認め、謝罪する。
  - 再発防止策等、指導方針を具体的に説明し、理解を得る。
- (2) 加害児童生徒の保護者へ
  - 確認したいじめ行為等について正確に伝える。
  - 学校としての対応について説明し、保護者の協力が不可欠であることを伝える。
  - 謝罪について確認、相談する。

### 周囲の児童生徒担当チーム

- いじめられている子どものつらい気持ちを考えさせるとともに、いじめの卑劣さを理解させる。
- はやし立てる行為は、直接手を下さなくても、いじめと同じであることを理解させる。
- いじめを止めたり、教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。

## 7 対応会議（3）

【継続指導・継続観察】

### (1) 経過観察について

- 「いじめに係る行為が止んでいるか（少なくとも3か月を目安とする）」「心身の苦痛を感じていないか」「交友関係はどうか」「意欲的に生活できるようになったか」「保護者との定期的な連絡」などの観察後、三者面談（本人、保護者、担任等）を行い、「いじめられている」という本人及び保護者の意識について、現状を確認する。

### (2) いじめのその後についての検討

- 「発生したいじめが解消したと判断できるか」「これまでの指導・支援の方針を再検討する必要があるか」について、指導後の状況を多角的に確認する。（本人、周囲、保護者などからの定期的な聞き取り）

## 8 対応会議（最終）

- いじめが解消したと認定してよいか？

→ 解消していない場合は、**5 対応会議（2）**へ戻り、再検討する。

→ 解消した場合は、**1 児童生徒の気になる情報をキャッチ**へ戻り、いじめ再発防止・予防的取組を行う。

※市教委へは、月末統計及び指導状況を踏まえた報告をお願いします。

## 「いじめの未然防止・早期発見と早期対応」チェックシート

No.	教師用 言動・授業・校内連携 チェックリスト 具体的内容	回答
1	常に子どもを受け入れる意識をもち、一人一人の子どもに寄り添うよう努力しているか。	
2	子どもの様子や出来事について、気軽に同僚に相談しているか。	
3	子どもの訴えや保護者の相談に耳を傾け、気になる内容については、校長や教頭に報告しているか。	
4	子どもに投げかける言葉の中身を吟味しているか。また、丁寧な言葉で語りかけているか。	
5	子どもがねたみや嫉妬感情をもつことのないよう、公平に接しているか。	
6	子どもの欠席の状況を的確に把握しているか。	
7	道徳科や学級活動、朝の会・帰りの会等でいじめにかかわる問題を取り上げ、子どもとともに考えたり指導したりする時間を計画的に設定しているか。	

No.	学校用 いじめ指導体制 チェックリスト 具体的内容	回答
1	いじめ問題の対応について、組織的かつ系統的な指導体制が確立しているか。また、いじめの未然防止の指導やいじめが発生した時に、協議するシステムが機能しているか。(参考：指導の指針P30～33)	
2	学校いじめ防止基本方針及び山形市「指導の指針」のいじめ対応 (P30～33) について、教職員間で共通理解を図る場を設定しているか。	
3	スクールカウンセラーや外部機関との連携の在り方について、教職員で共通理解がなされているか。(教育相談委員会等で、ケースに応じて、連携の在り方について相談がなされ、連携の指示が出されているか。)	
4	児童生徒への「いじめ調査」や「悩み調査」を、定期的・計画的に実施しているか。	
5	全ての児童生徒との定期的な個人面談や悩み相談の時間を設定しているか。	
6	教育相談の手順や個人情報の取扱いについて、児童生徒や保護者へ広報を行っているか。(お便りでの啓発やSOSカードの配付等がなされているか。)	
7	学級活動において、いじめ未然防止を意識した取組を学年体制あるいは学校体制で実施しているか。	
8	児童会や生徒会が中心となり、いじめ未然防止や撲滅を意識した取組を実施しているか。(「自尊感情」や「自己有用感」を高めるような「仲間づくり・人間関係づくり」に関わる児童生徒の自治活動を含む。)	
9	全校集会や学年集会において、「いじめ」に関する説話をする機会をもっているか。	
10	道徳科の授業において、生命や人権を大切にすることを授業で実施しているか。	
11	学校評価の中で、いじめの状況や防止対策等についても評価を行い、保護者等にも積極的に情報を提供しているか。	
12	ネット上のいじめ対策を目的とした情報モラルに関する内容を指導計画に位置付け実施しているか。	
13	PTAや保護者会と連携して、子どもをいじめから守る取組(情報提供、ネットパトロール等)が行われているか。	



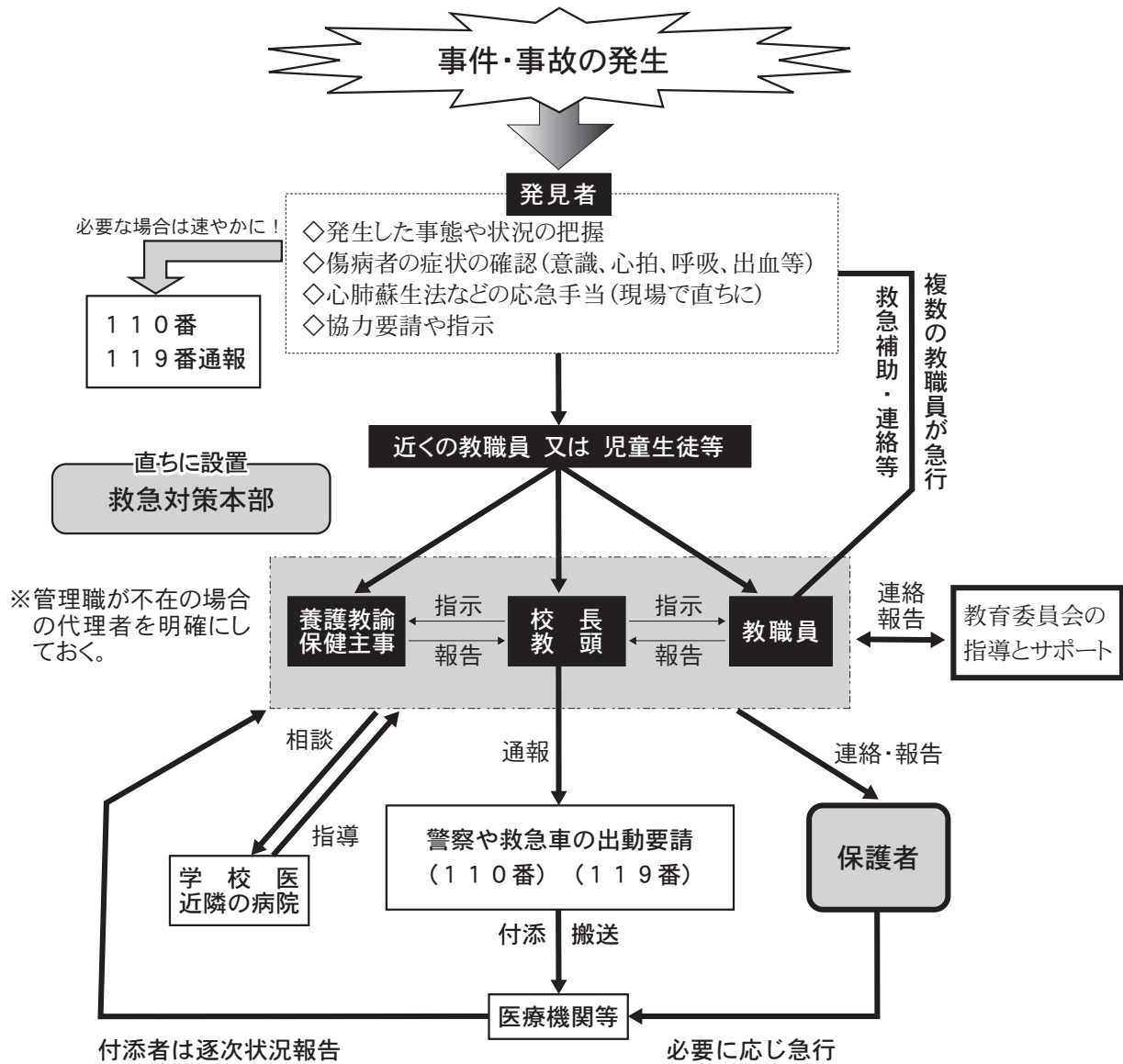
# 事件・事故等への対応モデル

## ◇方針

1. 児童生徒等の安全確保、生命維持最優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対応と迅速・正確な連絡と通報

## 【参考】

- 『学校の危機管理マニュアル作成の手引き  
～子供たちの命を守るために～』  
(文部科学省平成30年2月発行)



## 【重大な事件、事故発生の場合】

## 直ちに設置 事故等対策本部

救護活動	関係者からの聴き取り	児童生徒等への指導等	被害者家族への連絡対応	保護者への対応
・ 負傷者の把握 ・ 状態確認 ・ 応急手当	・ 事態・状況の把握 ・ 複数体制での対応 ・ 記録	・ 避難・誘導 ・ 安全指導 ・ 心のケア	・ 正確な情報提供 ・ 寄り添う対応	・ 連絡・報告・記録 ・ 保護者説明会
情報収集・整理	事務の統括	学校安全対策の実施	報道機関への対応	教育再開準備
・ 児童生徒の様子 ・ 保護者等の意見 ・ 事故の概要と課題	・ 連絡・報告・記録 ・ 教育委員会対応	・ 施設設備点検 ・ マニュアル見直し	・ 開示情報の検討 ・ 記者会見の有無	・ 短期指導計画作成 ・ 指導体制の整備 ・ 教材等の準備

# 子どもの人格を大切にできる学校づくりの推進

学校においては、教育活動全体を通じて人権尊重の理念について理解を促し、一人一人の人格を大切にできる教育を推進していかねばならない。すべての教職員が、深い愛情をもち、児童生徒が発達途上にあることに十分配慮しながら、自尊感情が高まるよう適時適切に指導することが大切である。 ㊦ P28「子どもの自立を支える生徒指導の充実」参照

## 1 児童生徒理解に基づく心に響く指導を

### (1) 「共感的な対話」で子どもの気持ちに寄り添う

子どもは未熟な存在であり時折過ちを犯すこともあるが、「良くなりたい」「伸びたい」という気持ちを誰しもが持っている。問題となる行動があっても、その子のよさを見つけ、認め、伸ばすチャンスと捉え、子どもの話をよく聴き、その背景を推し量りながら、正しい判断ができるよう指導していく。

### (2) 信頼関係を築く教師のコミュニケーション力

子どもは、自分のことを分かってくれているという信頼感があることで、安心して心を開き、教師の思いや言葉を素直に受け止めることができる。そのためにも、次にあげるような能力を高めるべく修養に努める。

- 子どもをよく観察し、小さな変化を見付け声をかけたり、努力を継続していることを認めたりできる。
- 表情を観察しながら、うなずいたり相槌を打ったりしながら話を聴き、相手の気持ちを聴き出すことができる。
- 教育上必要と認められる場合は、冷静に毅然と、相手の心に響くよう、言葉を選んで、教師の思いを伝えることができる。

## 2 体罰・暴言等の不適切な行為の絶無に向けて

体罰はもちろんのこと、子どもの人格を否定する言葉、威圧的な言葉などは、児童生徒の人権を侵害するだけでなく、心に深い傷を残し、学校に対する信頼を失墜させるものである。このような行為は、児童生徒を萎縮させ、自立を阻害し、不登校の一因や、暴力容認の雰囲気醸成を醸し出し、いじめの要因になる場合もある。心に余裕をもち、丁寧な言葉で毅然と指導することを常日頃から心に刻み、指導にあたらなければならない。

### 組織的・計画的な指導体制

どんな教師も、なかなか思うように指導が通らず、悩みを抱えることはある。それを一人で抱えれば、苛立ちや焦りが募り、感情的な指導に陥りやすくなる。自分の指導の仕方について、常に同僚と話をしたり相談したりできる職場づくりが重要である。特に、指導が困難な場合は、役割分担を決め、長期的な見通しに立ち、組織的・計画的に対応していくことが、子どものみならず教師の成長に役立つものとする。

㊦ 山形県教育委員会「体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドライン」参照

〈学校を創る重点〉

## Ⅲ 連携による教育の充実

# 「チーム学校」による連携の充実

社会全体における価値観の多様化が急激に進行している現在、子どもの自己実現や課題克服のために家庭や地域と情報を共有し、教育の方向性を確かめ、「チーム学校」による強固な連携で教育活動を展開していくことはとても重要である。子どもの成長という「縦糸」に、学校・家庭・地域との連携でなされる「横糸」が重なることによって、魅力に満ちた安心できる学校が紡がれていく。

## 1 教員間の連携

### (1) 子どもの自己実現に向けた「組織力」を高める

日常的に「子どもの自己実現に向けた教育活動を創造し、展開していく」という営みを、担任のみならず学年担任団でコーディネートしなければならない。しかし、自己実現のための確かな方針や方策がなければ、子どもたちに確かな力を付けていくのは容易なことではない。その拠り所となるのは組織における意識の共有化にある。その具体的な取組としては、次のようなことが考えられる。

- 自己実現を推進していくための組織体制を確立する。  
例 ・ 「研究推進委員会」が、子ども主体の活動を推進する。  
・ 校務分掌に「育ち推進プロジェクト」等を位置付け、子ども主体の活動を推進する。
- 全校や学年で実施する行事等についての事前会議では、活動の進め方や役割分担などの形式面だけでなく、求める姿や具体的な支援などについても、実際の活動場面を想定しながら十分に話し合う。(活動内容の共通理解、自己実現に対する意識の共有化)
- 児童生徒理解や子どもを支援する教師の意識の在り方について、子どもの実際の姿を基に、日常的に教職員で語り合う。(OJTの活性化)
- 活動後の教職員の振り返りでは、活動の進み具合や仕事の利便性などだけでなく、子どものどのような力が高まったかを具体的な姿で語ったり、今後の課題についての方策を練ったりすることを重視し、子どもの自己実現に関する意識の共有化を十分に図る。

### (2) 危機回避と問題解決に向けた「組織力」を重視する

危機回避と問題解決に向けた「組織力」を発揮するための第一歩は、管理職もしくは担当教職員への「迅速で確実な報告・連絡・相談」である。校内外で起きた諸問題、保護者・地域からの要望や危険情報、児童生徒の家庭内で起きている問題状況などを、教職員一人の中に留めておいてはならない。また、教職員一人に抱えこませてはならない。日常的な「報告・連絡・相談」が確実に行き渡るような、風通しの良い「組織体制の確立」と「気軽に語り合える同僚性の構築」が求められる。

子どもの成長や安全を脅かす、すべての状況に対して、組織で実情や原因を把握し対応していくことは、安全・安心な学校にするための極めて重要な要素である。

## 2 学校の教育力・組織力のさらなる向上のために

子どもや学校の抱える課題の解決や、子ども一人一人の豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠である。学校内において、いくら業務改善の取組や組織体制の強化を図ったとしても限界がある。そのためには、保護者や地域（専門機関を含む）の学校に対する理解やよりよい関係の構築をめざすためにも、「チーム」としての学校の在り方を、今後さらに模索していかなければならない。保護者や地域のニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映し、学校の教育力・組織力を向上させ、学校・家庭・地域が一体（**チーム学校**）となってより良い教育の実現に向けて取り組むことが大切である。

# 学校間・校種間の連携の充実

山形市においては、これまで学校ごとに児童生徒理解を深めるために、「子どもを語る会」、「ケース会議」、児童生徒との「面談」、保護者との「情報交換」など、学校ごとに様々な手法を凝らしながら積極的に取り組んでおり、それらが市内の子どもたちの現状に反映していると考えられる。

また、そうした取組の中で見えてきた児童生徒の実態について、幼保小・小中間での情報交換も進められてきた。学校間・校種間で、児童生徒理解のみならず、各校の取組のよさや価値を共有できるまで十分に話し合い共通理解を図ることは、教育活動を進める上で必要不可欠である。前述のような連携を強化することにより、「緩やかで一貫性のある接続」が可能となり、次のような教育効果が期待できる。

- 児童生徒の自尊感情や自己肯定感等を継続的に高めることができる。
- いじめ等の問題行動の未然防止に繋がる。
- 小1プロブレムや中1ギャップなどの不適応の減少に繋がる。
- 児童生徒の安全を脅かすものに対して、迅速かつ適切な対応ができる。
- 深い児童生徒理解のもとに教育活動を展開していることに対する保護者の信頼を得られる。

# 学校・家庭・地域との連携・協働の充実

急激な社会の変化に伴い、学校や家庭、地域を取り巻く環境はますます複雑化、多様化している。学校は「社会に開かれた教育課程」を実現し、家庭や地域とともに社会総がかりで子どもの成長を支えていくことが求められている。学校、家庭、地域が互いの思いや考えに寄り添い、よさや課題、目標を共有し、パートナーとなって連携・協働して子どもを育てることを通して、相互の信頼関係を築くことが重要である。

## 1 保護者と共に考える姿勢を重視する

- (1) 保護者の声に十分に耳を傾け、共に考える姿勢を大切にしながら、願いや悩み等を共感的に受け止める。
- (2) 児童生徒や保護者との対話等から、学校の様子や教師の願いがどのように家庭に伝わっているのかを把握し、指導に生かす。
- (3) 児童生徒のよりよい成長を願うのは、学校も家庭も同じであり、教師が保護者に指導する立場にあるわけではない。学校でのトラブルを保護者に伝える場合は、事実を明確に把握した上で、「家庭と共に解決する姿勢」を念頭において丁寧に対応する。
- (4) 児童生徒の頑張りや力の高まりが見えたときには、教師としての喜びや感動を積極的に保護者に伝える。学校からの一報が入るのは「悪いことが起きたときだけ」と思われるのは、保護者との信頼関係を築いていく上で大きな弊害になる。

## 2 教育実践に関する情報を発信する

- (1) 学校教育目標や指導の方針、重点などの学校運営の基本方針について、学校運営協議会における委員の承認など、保護者や地域から十分な理解を得る。
- (2) 児童生徒の未来を見据えて、どのような力が必要なのか。そのために、どのような活動を重視しているのか。活動の過程で、児童生徒の意識や行動にどのような変容が見られるようになってきたのか。それを今後どのように生かしていくのか。それらを具体的な児童生徒の姿や教師の支援の方向性が分かるように、保護者や地域に発信する。
- (3) 児童生徒の成長の跡が見える評価と家庭への連絡の在り方を工夫し、学校での学習や生活の様子等について丁寧に知らせる。また、家庭の理解と協力を得ながら、児童生徒をさらに高めるための指導にあたる。

### 3 「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」による学校・家庭・地域との連携・協働の充実

#### (1) 学校運営協議会を活用し、「地域とともにある学校づくり」を進める

##### ○ 「熟議」による学校運営協議会の3つの役割の機能充実

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
- ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、意見を述べるができる

##### 熟議とは「熟慮」と「議論」

よりよい集団（学校）生活や人間関係を築くために、協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動を「話し合い」を重ねながら生み出そうというもの。具体的には下記のようなポイントを満たしたプロセスを指す。

1. 多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、
2. 課題について学習・熟慮し、議論をすることにより、
3. 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
4. それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、
5. 個人々が納得して自分の役割を果たすようになる

〔学校運営協議会設置の手引き〕（R2.文部科学省）

#### (2) 地域学校協働活動の積極的活用

##### ○ 地域学校協働活動を活かした授業づくり

- ・保護者や地域住民（地域団体や企業等を含む）による授業支援や、地域の施設や文化財、伝統芸能等を教材とすることで、児童生徒が「本物」に学ぶ授業を実現する。

##### 【活用例】

- 小学校第6学年社会「日中戦争や我が国に関わる第二次世界大戦」の学習において、図書館や博物館、資料館などを利用したり、地域の高齢者に当時の話を聴いたりする活動を取り入れる学習を行う場合。
- 特別の教科道徳において、授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりして学習を行う場合。

- ・地域学校協働活動推進員と連携し、授業づくりを行う。

##### 【地域学校協働活動推進員との連携の例】

- ・地域ボランティアへの連絡や調整（募集や集計、日程調整等）
- ・学習に関する情報収集
- ・学習場所の下見や関係者との事前打ち合わせ
- ・授業当日の地域ボランティアへの説明
- ・地域ボランティアや学習場所へのお礼状等の送付 など

- ・「地域と連携しよりよい学校教育を目指す」という側面からカリキュラム・マネジメントを進める。

##### ○ 学校教育活動の「地域における地域学校協働活動」への移行

- ・授業時数の確保等により実施が困難になっている学習活動を地域が主体となって実施することで、持続可能な活動として継続できるようになることが期待できる。学校運営協議会等において保護者や地域住民の納得を得ながら、それらの学習活動を「放課後子ども教室」や「地域未来塾」として実施することを検討する等の方法が考えられる。

##### ○ 地域学校協働活動による教員の働き方改革の推進

- ・地域学校協働活動を活かした授業づくりや学校教育活動の地域における地域学校協働活動への移行によって、教員の働き方改革が推進されることが期待できる。ただし、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」の目的は連携・協働の体制の構築であり、働き方改革そのものではないことに留意する必要がある。

# 各教科等の指導の指針

## ◆ 共 通

### 指導の重点と指導上の留意点

- ① 単元構成の工夫
  - ・教科で育成する資質・能力を念頭に単元や本時を設定する。
  - ・「目標－課題－まとめ・振り返り」の整合性、指導と評価の一体化を図る。
  - ・各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせる学習過程になるようにする。
- ② 課題設定と提示の工夫
  - ・児童生徒にとって必要感・切実感のある学習課題になるようにする。
  - ・課題解決の見通しをもって取り組める手だてや支援を考える。
- ③ 交流の場の設定
  - ・ねらいを明確にした必要感のある交流を設定するようにする。
  - ・学びの広がりや深まりが生まれるようなコーディネートをする。
- ④ 「まとめ」と「振り返り」の充実
  - ・学習の確実な習得につながる「まとめ」を行うようにする。
  - ・自己の高まりや学習意欲の喚起につながる「振り返り」を行うようにする。
- ⑤ 教科等横断的な視点を生かした教育課程
  - ・教科で身に付けた資質・能力と他の教育活動や実生活との関連を図る。
  - ・各教科等の特質に応じて、プログラミング教育を計画的に実施する。
  - ・道徳教育については、教育活動全体を通じて、適切な指導を行う。

☞ 学習過程等の具体については、P 6・7、プログラミング教育についてはP 12・13を参照

## ◆国 語

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を育成する。小学校は日常生活、中学校は社会生活の様々な場面で生きて働く言葉の知識及び技能、思いや考えを伝え合う力や思考力や想像力を育成する。</li> <li>○ 言語に対する知的な認識や言語感覚を養い、言語能力の向上を図る態度を育成する。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 年間指導計画には、指導期間、教材名、指導時数等の他に、単元で取り扱う学習指導要領の指導事項や単元を貫く言語活動を明記し、児童生徒の資質・能力の確実な育成に資する。</li> <li>② 読書活動の充実を図るために、学校図書館の計画的な活用を年間指導計画に位置付ける。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① その単元ではどの領域のどのような資質・能力を育成するのかを明確にする。</li> <li>② 学習指導要領に示された言語活動例を踏まえて、児童生徒の実態に即した主たる言語活動を設定する。</li> <li>③ 単元の展開の中で、めざす資質・能力に基づいて、それぞれの活動におけるめざす児童生徒像を明確にし、指導内容・方法を具体化する。</li> <li>④ 相手意識や目的意識を明確にもたせ、必要感をもって学習に取り組めるようにする。</li> <li>⑤ 児童生徒と教師、児童生徒同士、教材、自分自身との「対話」の場面を意図的に設け、言葉による見方・考え方を働かせ、自分の思いや考えを深める学習の充実を図る。</li> </ul>

## ◆社 会

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会的な見方・考え方を働かせて社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考え、根拠や理由に基づいて表現する力を育成する。</li> <li>○ 体験的な活動や様々な資料の活用を通して、地域や我が国の国土、歴史、現代社会などについて理解を深める。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生活科と社会科の接続、学年の系統性と発展性、各分野相互の関連を考慮することにより、多様な視点や方法で社会的事象を考察できるようにする。</li> <li>② 社会的な見方・考え方を働かせて課題を解決する過程において、根拠に基づいて説明したり、議論したりする活動を重視する。</li> <li>③ 地域の特色や児童生徒の実態に応じて、観察や見学・調査などの作業的で具体的な体験を伴う学習を効果的に位置付け、魅力ある単元構成と教材開発を行う。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 直接的な活動を通して社会的事象を理解できるよう、作業的・体験的な活動を重視する。作業的活動では諸資料を適切に収集、選択、処理し、思考・判断した内容を豊かに表現する活動を設定する。</li> <li>② 事実等に関する知識を習得し、それらを比較・関連付けなどして考察・構想し、概念等に関する知識が身に付くようにするため、互いに考えを広げたり深めたりする活動を設定する。</li> <li>③ 児童生徒にとって身近な地域素材を積極的に活用し、興味・関心を喚起する授業づくりを行うとともに、郷土に対する理解と愛情を深める。博物館等の施設利用、遺跡や文化財の観察、地域史の活用、地方行政の調査等、地域の特色を生かした授業づくりに努める。</li> </ul>



## ◆算数、数学

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、学ぶことの楽しさや算数・数学のよさを実感し、それらを進んで生活や学習に活用しようとする態度を養う。</li> <li>○ 数量や図形についての基礎的・基本的な知識・技能を習得し、それらを活用して事象を数理的に考察・判断し表現する能力を高める。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 内容の系統性や関連性と子どもの実態を踏まえ、適切な反復による学習指導を進める。</li> <li>② 数学的活動を効果的に位置付け、基礎的・基本的な知識や技能を習得するための学習やそれを活用する学習など、バランスのとれた指導計画を作成する。</li> <li>③ 評価の3観点について評価規準を明確にし、評価を生かした指導ができるようにする。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日常の事象や既習事項との関連を図りながら、教科の本質に迫る課題設定を行う。</li> <li>② 数学的活動のねらいとその効果をよく吟味する。特に、言葉や数、式、図、表、グラフを用いて問題を解決したり、それらを関連付けて説明したりする言語活動を充実させる。</li> <li>③ 共に学び合うよさや数学的な見方・考え方の広がりや深まりを実感する場を設定する。</li> <li>④ 帰納、類推、演繹等の数学的な推論の場を、学習の目的や発達段階に応じて適切に位置付け、論理的に考察する素地を養う。</li> <li>⑤ 学習のまとめや振り返りの時間を確保するとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得に向け、適用問題や発展問題に取り組む場を計画的に設定する。</li> </ul>

## ◆理 科

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自然の事物・現象に進んでかかわり、飼育・栽培、観察・実験を通して自然に親しみ、自然を愛する心情を育てる。</li> <li>○ 観察、実験の見通しをもつなど理科の見方・考え方を働かせながら、目的意識をもった問題解決を通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を育成する。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童生徒の実態をもとに、子ども主体の学習活動を展開したり、地域の素材を活用するなど生活との関連が実感できたりするような指導計画を工夫する。</li> <li>② 「エネルギー」「粒子」「生命」「地球」といった内容のつながりや学年、単元を越えた実験器具の活用などの観察・実験の取り組み方のつながりを意識し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図る。</li> <li>③ 自然・科学体験活動をもとにした児童生徒の問題解決を通して、児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を明確にした指導計画を作成する。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自然・科学体験活動をもとに問題を見だし、仮説を立て、検証するための科学的な手続きを計画することを重視する。その際、仮説の根拠や検証により得られるであろう結果を交流することで、目的を明確にし、見通しをもった観察、実験を行わせる。</li> <li>② 観察・実験の結果を整理し、問題や仮説に照らして考察することを重視する。その際、データの整理・分析の技能を高めたり、仮説と異なる結果が得られたときに再考する場を保障したりすることで問題解決の質を高めていく。</li> <li>③ 児童生徒の主体的な問題解決のために、安全で、子どもが使いやすい理科室・準備室の整備に努める。</li> </ul>

## ◆音 楽

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主体的・創造的に楽しく表現や鑑賞の活動に取り組むことを通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育む。</li> <li>○ 音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付け、音楽表現を創意工夫することや、音楽のよさや美しさを味わって聴くことができるようにする。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 表現及び鑑賞の各活動をバランスよく年間に位置付け、〔共通事項〕の指導が十分に行われるように、題材の配列と内容構成、時数配分に配慮して年間指導計画を作成する。</li> <li>② 学年間の系統性を意識しながら、歌唱、器楽、創作（音楽づくり）、鑑賞の各活動を効果的に関連させることによって教科及び学年の目標を実現していくよう意識していく。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 表現領域では「どのように表すかについて思いや意図をもつ過程」を、鑑賞領域では「楽曲の特徴や演奏のよさ、自分にとっての価値を考える過程」を大切にする。</li> <li>② 創作（音楽づくり）では「つくるための手がかりとなる条件を適切に設定して示す」と「自由な発想を大切にする」ことのバランスを図る。</li> <li>③ 鑑賞では、児童生徒一人一人が感じ取ったこと、音楽的な特徴、自分にとっての価値などを表現させることによって、主体的・創造的に味わって聴くことができるようにする。</li> <li>④ 音楽を形づくっている要素と、それらを生み出している音楽的な特徴を関連付けて、音楽に関する用語などを適切に用いて言葉で表すことができるようにする。</li> </ul>

## ◆図画工作、美術

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒一人一人の思いや願い、色・形・素材へのこだわりを大切にしながら幅広い表現や鑑賞の活動を展開し、生活や社会の中の形や色、美術、美術文化と豊かに関わらせ、美術の基礎的な能力を伸ばし豊かな情操を培う。</li> <li>○ 国内外の美術作品、児童生徒の作品や材料、道具、製作（制作）の過程なども対象とした鑑賞活動の充実を図り、鑑賞の基礎的な能力を育成するとともに、生涯にわたって創作活動や美術を愛好する心情を育てる。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 小学校においては、6年間の発達段階を見通した、低・中・高学年ごとのまとまりのある年間指導計画を作成する。また、ねらいや内容に沿って子どもが試行錯誤を繰り返しながら、じっくりと造形活動に取り組むことができるよう工夫するとともに表現と鑑賞の指導の関連を図る。</li> <li>② 中学校においては、特定の分野に偏ったり、内容が漏れたりすることがないように留意する。1学年では年間45単位時間の中ですべてを扱うため、比較的短時間ででき、効果的に表現の能力が身に付くような題材を適宜取り入れる。また、2・3学年では、より質の高い学習をめざすために、一題材にかける時間を考慮する。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 表現および鑑賞において共通に働く資質や能力である〔共通事項〕について、各活動で十分な指導を行う。</li> <li>② 個々の特性や学習状況を見極め、一人一人の構想や表現のよさを多様な方法で評価し、励ますことによって、主体的な表現の意欲を高め、自己表現を果たしていく態度が形成されるようにする。</li> <li>③ 鑑賞の指導にあたっては、言語による考えの整理や児童生徒同士のかかわりを充実させ、発想を広げたり深めたりするとともに、作りだす喜びや新たな美的価値に気付くことができるようにする。</li> </ul>

◆**体育、保健体育**

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運動の楽しさや喜びを味わいながら基礎的・基本的な知識及び技能を確実に身に付けることができるようにするとともに、体育や保健の見方・考え方を働かせ、自ら考えたり判断したりする学習過程を工夫することにより、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成する。</li> <li>○ 児童生徒の発達段階に応じた運動の適時性・系統性を考慮した年間指導計画を作成し、指導内容の明確化と指導と評価の一体化を図った授業改善を進めることで基礎基本の確実な定着を図る。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 年間指導計画を作成する際は、小・中・高までの校種間の接続と4－4－4の発達段階のまとまりを踏まえて体系化が図られた指導内容の系統性を十分考慮し、2年間を一つのまとまりとして運動の取り上げ方を弾力的にとらえることで、単元の時数を確保する。</li> <li>② 単元計画を作成する際は、「運動の特性」「児童生徒の実態」「学習のねらい」「学習過程」「毎時間ごとの指導内容と評価」を明確にし、児童生徒が主体的に学習し、基礎となる知識及び技能を確実に身に付けることができるようにする。</li> <li>③ 保健分野と体育理論については、体育分野の学習内容や他教科の学習内容に応じ、継続的に取り扱ったり集中的に取り扱ったりすることで、効果的な学習ができるようにする。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 運動領域・運動分野では、運動の量と質が確保され、目標が確実に達成できるよう、場の工夫を十分に行う。また、個に応じた具体的なめあてをもたせることで、達成感・成就感を味わうことができるようにする。</li> <li>② 保健領域・保健分野では、課題解決的な活動や実習、実験等を積極的に取り入れ、科学的な理解を深め、日常生活での実践力につながるようにする。</li> <li>③ 思考・判断・表現する力を育成するために、教え合いや作戦、発表、振り返り等の時間を計画的に設定し、言語活動を充実させる。</li> <li>④ 個々の学習状況を的確にとらえるために、評価の場面や方法を工夫し、学習過程や成果を評価するとともに、授業改善に積極的に生かすようにする。</li> </ul>

◆**家庭、技術・家庭**

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分と生活との関わりを考えながら生活への関心を高めるとともに、社会や家族の一員としての自覚をもち、進んで自らの生活を工夫し創造しようとする実践的な態度を育てる。</li> <li>○ 生活の営みに係る見方・考え方を働かせることができる、身近な実践的・体験的な活動を通して、生活に必要な基礎的・基本的な知識・技能を育成し、変化の激しい現代社会の中で主体的に課題を解決する力を育てる。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童生徒や学校、地域の実態を考慮し、学習内容の関連を図りながら、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができるよう、身近な題材を設定する。</li> <li>② 日常生活や社会の中から問題を見いだして様々な解決方法を考え、実践を評価・改善して、新たな課題解決に向かうような学習過程を工夫する。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 実習や観察・実験、見学、研究・調査などの実践的・体験的な学習活動の充実を図り、問題解決能力を育てる指導を工夫する。</li> <li>② 学習した内容を生活の中で活用しようとする意欲を喚起させる指導を工夫し、家庭や地域社会との連携を図る。</li> <li>③ 用具の適切な使い方や手入れ、保管及び服装等に留意し、事故の防止と衛生・安全管理を徹底する。</li> </ul>

## ◆外国語活動、外国語

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 外国語での多様な活動を通して、日本語を含めた言葉の大切さや豊かさに気付かせるとともに、その背景にある文化を尊重する気持ちを養う。</li><li>○ 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、言語の実際の使用場面や働き及び児童生徒の興味・関心に基づいた体験的な活動を充実し、外国語によるコミュニケーションを図る素地及び基礎となる資質・能力を育成する。</li></ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"><li>① 他教科で学習したことを活用したり普段の生活体験を考慮したりするなど、児童生徒の興味・関心に基づいた指導内容や外国語における言語活動を工夫する。</li><li>② 小学校中学年では外国語活動、小学校高学年及び中学校では教科としての外国語の目標を踏まえ、7年間を通してそのねらいが達成されるよう、児童生徒の実態や地域の実情に応じて各学年の目標を設定する。</li><li>③ 小学校の外国語においては、「聞くこと」「話すこと〔やりとり〕・〔発表〕」「読むこと」「書くこと」の4技能5領域のうち「聞くこと」「話すこと」を中心に計画する。中学校においては、4技能5領域を総合的に育成できるようにバランスよく計画する。</li></ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"><li>① 外国語を使って自分の考えを伝えたり、相手と気持ちや考えを共有したりするなど、互いの理解が深まるような内容の言語活動となるよう工夫する。</li><li>② 小学校の外国語における「読むこと」「書くこと」については、音声で十分に慣れ親しんだ語彙や表現を取り扱う。</li><li>③ 情報通信ネットワークや視聴覚教材などを効果的に活用する。</li><li>④ 授業のみならず日常の生活や活動を通じたALTとの交流の場を設定するなど、授業で「学んだ英語」を実生活で「使える英語」として実感できるよう工夫する。</li></ul>

## ◆生 活

指 導 の 重 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かしながら、自分自身や身近な人々、社会および自然の特徴やよさ、それらの関わりについて気付くようにする。</li> <li>○ 生活上必要な習慣や技能を身に付けるとともに、身近な人々、社会および自然を、自分との関わりで捉えながら考え・表現することができる能力を育成し、自立し生活を豊かにしようとする態度を養う。</li> </ul>
指 導 計 画 作 成 の ポ イ ン ト
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校や地域の特色、児童の実態等に配慮するとともに、育成する資質・能力を明確にし、内容をバランスよく学習できるよう、適切に単元を配列するなど、年間指導計画を工夫する。</li> <li>② 複数の内容を組み合わせたり、他教科等との関連を図ったりするとともに、子どもが学校や地域の素材・人材と繰り返し関わるができるよう、単元構成を工夫する。</li> <li>③ 子どもの発達段階や幼児教育からの学びの連続性を意識し、合科的・関連的指導を行うなどの工夫により、スタートカリキュラムの内容を更に充実させる。</li> </ul>
指 導 上 の 留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 人や社会、自然と試行錯誤しながら関わる活動を充実し、児童が自分自身について振り返ることを通して、気付きの質を高めるための多様な学習活動を工夫する。</li> <li>② 子どもの学びをより豊かにしていくために、児童の多様な気付き、思いや願いに寄り添いながら、伝え合い交流する活動の場の設定と学習活動の充実を図る。</li> <li>③ 活動の中で想定される子どもの姿を具体的にイメージした上で、子どもの気付きに共感したり、価値付けしたりするとともに、子どもの学習状況を適切に評価する。</li> <li>④ 幼児期からの学びと育ちを生かす活動を意図的に設定することや、第3学年以上の学習への接続にも留意する。</li> </ul>

## ◆特別の教科 道徳

指 導 の 重 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方や在り方を深める学習を重視する。</li> <li>○ 温かい人間関係の中で、道徳的価値を自分との関わりで捉え、自己理解を深めることを通して、自己の未来への夢や目標がもてるようにする。</li> </ul>
指 導 計 画 作 成 の ポ イ ン ト
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての道徳科であることを前提として、各教科等、体験活動との関連や、児童生徒の実態や学校・家庭・地域の実情に応じて、内容項目の重点化や相互関連を図る。</li> <li>② 学校や学年段階のまとまりや発達課題などを考慮し、各内容項目をバランスよく指導できるように配慮する。</li> <li>③ いじめや情報モラル、環境問題などの今日的な課題に触れながら、道徳的価値を自分のこととして感じたり考えたりできるようにする。</li> </ul>
指 導 上 の 留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童生徒が主題に関わる問題意識をもち、自分との関わりで考えを深めていくことができるよう、児童生徒の実態把握と教材の効果的な活用を心がける。</li> <li>② 主体的に考え、対話できるよう、役割演技などの活動をしたり、ペアでの対話やグループによる話し合いを取り入れたりするなど、指導方法を工夫する。</li> <li>③ 評価については、複数の教師の目で、児童生徒の成長を見守り、努力を認め、励ますことによって、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりできるよう工夫する。</li> <li>④ 家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るために、道徳の授業を公開したり、授業の実施もしくは地域教材の開発や活用などに、家庭や地域の人々・各分野の専門家等の積極的な参加・協力を得たりするよう工夫する。</li> </ul>

## ◆総合的な学習の時間

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質・能力を育成する。</li> <li>○ 問題の解決や探究的活動に主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育てるとともに、自分のものの見方や考え方を自覚しながら自己の生き方を考えることができるようにする。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域・児童生徒の実態に応じて、「探究的な活動になっているか」「自己の生き方を見つめる活動になっているか」という視点を大切に、「各学校で定める目標」「育てようとする資質・能力及び態度」「各学校で定める内容」を明確にした全体計画の作成と見直しを行う。</li> <li>② 活動ありきではなく目標に照らした評価を行い、児童生徒の具体的な活動の様子を考慮して見直しを図る。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 問題意識や活動の意図・目的を明確にしていくことで、思考を深め主体的に探究的な学習を展開していくことができるように支援する。その際、地域の特色や人材の活用を積極的に行っていく。</li> <li>② 多様な情報を活用して考えたり、協力して問題を解決したりする協働的な学びを展開する。その際、思考ツールの活用やその子らしさが発揮される表現活動を取り入れていく。</li> <li>③ 育てようとする資質・能力及び態度と内容に照らし合わせて評価規準を作成し、指導に生かす。その際、行動の記録や児童生徒の振り返りなどにより、児童生徒の実態をしっかりとらえていく。</li> </ul>

## ◆特別活動

指導の重点
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする、自主的・実践的な態度の育成を図る。</li> <li>○ 豊かな体験活動を通し、主体的に人間としての生き方や在り方についての考えを深め、集団や社会の中で自己を生かす能力を養う。</li> </ul>
指導計画作成のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童生徒の発達段階、学級や学校の実態、地域のよさをもとに、一人一人のキャリア形成と自己実現をめざし、目標を定め、創意工夫を生かした特色ある活動を創造する。</li> <li>② 各活動、学校行事の主旨をふまえ、ねらいが達成できるようなバランスの取れた計画にする。</li> <li>③ 児童生徒が地域の伝統文化、地域の人や自然との関わり、奉仕勤労などの豊かな体験ができるように、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫する。</li> </ul>
指導上の留意点
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全教師が指導の在り方を共通理解し、児童生徒による自主的で実践的な活動が助長されるようにする。</li> <li>② 「なすことによって学ぶ」という特別活動の特性をふまえ、児童生徒の思いに寄り添い、学びの質を高める支援を吟味しながら学習を展開する。</li> <li>③ 児童生徒の活動が効果的に展開されるように、学級活動や児童会（生徒会）活動・学校行事等の内容相互の関連を図るよう工夫する。</li> <li>④ 自分たちでよりよい生活を築くための話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動、児童生徒の人間関係を形成する力を高める活動などを充実するよう工夫する。</li> </ul>

各種教育施設  
学校教育関係主要事業  
年間計画

# 山形市総合学習センター

## 教育・文化・情報・科学の拠点 学びの場、体験研修の場

〒990-0832  
山形市城西町二丁目2-15  
URL : <http://www.ymgt.ed.jp>  
E-mail : [center@ymgt.ed.jp](mailto:center@ymgt.ed.jp)

### 1 総合学習センターの目的

教育関係者の研修・研究、科学教育の推進充実、教育の情報化推進、教育相談及び市民の文化・芸術等の講座等、総合的な「学習の場」として、市の教育及び文化の進行を図る。

### 2 事業

- (1) 学校教職員の研修、実技講習
- (2) 教育に関する情報収集、提供
- (3) 子どもの教育相談・発達相談・幼児ことばの相談
- (4) 適応教室「風」（不登校児童生徒対象）の運営
- (5) 教育の情報化推進・ネットワークの管理運用
- (6) 児童生徒・一般市民対象の学習会、講座等
- (7) 学校教育に関する調査研究（山形市教育研究所）
- (8) 理科教育に関する研修、研究（山形市理科教育センター）

### 3 施設の概要（全館冷暖房完備）

1 階	教育研究所（図書資料コーナー）、教育相談室、言語相談室、プレイルーム、事務室、研修企画室
2 階	理科教育センター（科学研修室）、適応教室（中研修室） 実験台12台、理振法に基づく設備・備品各種
3 階	コンピュータ研修室、ネットワーク管理室、多目的研修室、小研修室 実習用PC24台、デジタル動画編集システム、高速インターネット環境、 他周辺機器各種、山形市教育情報ネットワーク各種サーバ、グランドピアノ、シンセサイザー、 ドラム一式等楽器各種、映像・音響設備

### 4 利用について

総合学習センターは、市の「教育・文化・情報・科学の拠点」を目指して、教育委員会が教育に関する各種事業や業務を行う場所であるが、事業や業務に支障のない場合は、一般の利用者にも貸出を行う。このため、校内研修や自主研修での利用も可能となっている。

- (1) 開館時間 午前9時～午後10時
- (2) 利用時間
  - ① 研修室の利用（午前9時～午後9時30分まで）
  - ② 研修室の利用受付、備品借用予約（午前10時～午後5時まで）
  - ③ 教育相談（午前10時～午後4時まで、但し受付は午後3時30分まで）
  - ④ 教育図書・資料、物品の借用・返却（午後5時まで）  
※ 但し、事前に連絡があれば、午後9時まで
- (3) 休館日
  - ① 月曜日（第3日曜日の翌日を除く）
  - ② 第3日曜日とその前日の土曜日
  - ③ 国民の祝日
  - ④ 1月1日～1月3日及び12月29日～12月31日
- (4) 使用手続
  - ① 使用希望月前月の最初の開館日から申し込み受付
  - ② 使用日の前日までに、申請書を提出

その他の詳細は、上記ホームページにアクセスしてください。



# 山形市理科教育センター

## 1 山形市理科教育センターの目的

山形市理科教育センターは、理科教育の振興・充実を図ることを目的として、昭和34年に開設された。理科教育の研究活動、さらにはその成果を普及させる活動を通して、現職教員の理科授業に対する資質向上と児童生徒の科学する心の啓発に寄与してきている。

## 2 重点目標

- (1) 小学校・中学校教員の研修の充実と指導力の向上
- (2) 児童・生徒の理科研究の推進と科学教室の充実
- (3) 理科教育センター事務局員等の研修の充実
- (4) 理科薬品の管理の指導

## 3 事業内容

- (1) 小学校・中学校教員の研修に関すること
  - ① 小学校理科実践講座
  - ② 観察実験技能向上講座
  - ③ 理科主任研修会（小中学校ともに職務研修として実施）
  - ④ 野外観察講習会
  - ⑤ 理科授業づくり講座
  - ⑥ 授業研究会
  - ⑦ 中学校理科教員のための授業づくり講座
- (2) 児童・生徒対象の事業に関すること
  - ① 児童・生徒理科研究作品展
  - ② 児童・生徒理科研究発表会
  - ③ 科学教育・教室の推進
  - ④ 中学校「科学教室」
  - ⑤ 理科研究相談会
- (3) 運営委員・事務局員等の研修に関すること
  - ① 理科実践講座の事前学習会
  - ② 運営委員、事務局員等現地研修会
  - ③ 山形県理科教育センター協議会総会・事務局員研修会
- (4) 理科薬品の管理と処理に関すること
  - ① 理科薬品の管理の指導
  - ② 理科薬品瓶、実験廃水の処理等
- (5) 理科教育に関する資料の収集・刊行物等に関すること
  - ① 理セ「要覧」
  - ② 理セ「年報」
  - ③ 「自然の観察」
  - ④ 「児童生徒理科研究発表誌」
  - ⑤ 「自由研究の手引き」
  - ⑥ 理科実践講座資料
  - ⑦ 指導資料等の収集・作成
  - ⑧ 観察実験材料等の配付、備品の貸出し

### 山形市理科教育センターホームページ

<http://www.ymgt.ed.jp/rikacenter/YAMAGATASIRISE.html>

研修で使った資料や研修の実際、授業の教材等で活用できる情報、自由研究の手引き、文部科学省などで出されている資料へのリンクなど、先生方の理科授業を支援する内容で構成されています。ご活用ください。

山形市総合学習センターポータルサイトからも閲覧可能です。

# 山形市教育情報ネットワークシステム

## 1 教育情報ネットワークシステムの目的

山形市総合学習センターに山形市教育情報通信ネットワーク拠点としての機能を整備し、山形市内の小学校、中学校及び教育関係機関に対して授業で活用するための教育情報サービスシステム等を構築することで、教員及び児童生徒の教育活動、学習活動を支援し、山形市の教育の質的な改善と情報教育の推進に資する。

## 2 システムの利用者

市立小学校・中学校及び教育機関に所属する児童生徒及び教職員・教育関係職員

全ての利用者が、個人ユーザー権限により電子メールをはじめとする各種機能を利用することができる権利を有すると同時に、ネットワークを安全かつ適切に活用する義務を負う。

## 3 システムの主な利用機能

掲載外機能については本システムを直接参照

システム	機能
WWWサーバシステム	各学校及びセンター、教育機関のホームページを掲載、発信
メールサーバシステム	インターネットを介して電子メールの送受信
TV会議システム	インターネットを利用し、最大20台同時接続してのビデオ会議
アンケートシステム	インターネットを利用したアンケートを作成、実施、集計
コミュニケーションシステム	以下のそれぞれの機能を持つ
メール	イントラネット内での電子メール及びメールサーバシステムを活用しインターネットを介しての、電子メールの送受信
共有キャビネット	利用者全員が活用できる情報収納キャビネット
掲示板	それぞれの利用区分に応じ情報を掲示
Web更新システム	各学校随時Webページをブラウザ上で編集、更新
動画配信システム	教職員向け動画の配信、閲覧

## 4 システムに接続できる機器

- (1) 教育委員会が設置する教育用コンピュータ、校務用コンピュータ及び周辺機器
- (2) 教育委員会が設置する事務処理用コンピュータ及び周辺機器
- (3) 参加事業の推進のため、国及び県・市が設置するコンピュータ及び周辺機器
- (4) 学校が独自に所有するコンピュータ及び周辺機器で、教育委員会の審査で認められたもの  
※ 新規機器接続申請書を提出し、審査を受ける

## 5 ホーム（Web）ページの開設

- (1) 各小中学校においては、「開かれた学校」であるための一手段として、ホームページを開設するものとする。
- (2) 学校以外、市教育研究会等については、申請により管理責任者の承認を得て、本システムのWWWサーバ上にホームページを開設することができる。

## 6 遵守事項

本システムの利用にあたっては、「山形市教育情報ネットワークシステム管理運用の手引」及び「山形市立小中学校等におけるインターネットに接続する情報処理機器の管理運用に関する要綱」、「学校情報セキュリティポリシーガイドライン」を遵守すること。

# 適応教室「風」

## 1 適応教室「風」の目的

- (1) 信頼関係を基盤としたふれあいを通して、子どもの情緒の安定と自立を図り、生きる力を育み学校生活への復帰（再登校）を支援・援助する。
- (2) 保護者や学校との密接な連携を図りながら、子どもの自立を支援・援助する。

## 2 運営の方針

- (1) 日常生活の全てがカウンセリングであり、「生きる力」を育むという認識を持って諸活動を展開する。
- (2) 全てのスタッフがそれぞれの持ち味を発揮し、個に応じて適時リード・フォローし合い、子どもの指導・援助にあたる。
- (3) 多様で豊かな諸活動内容を準備し、子どもの意識の覚醒、興味・関心の喚起を図り、自己確立できるように支援する。
- (4) 通級生と信頼あるかかわりを築き、学校復帰を目指す。
- (5) 保護者、学校との連携を密にして通級生の学習や生活の自立を支援する。
- (6) 外部の協力や援助を有効に活用する。

## 3 通級までの手順

(1) 見学申し込み	① 保護者	→	学校	見学希望申し出
	② 保護者・学校	→	適応教室「風」	見学申し込み
(2) 見学	③ 本人・保護者	→	適応教室「風」	面接・「風」の説明、施設や活動の見学
	④ 保護者	→	学校	見学の報告と入級希望連絡
(3) 連絡	⑤ 学校	→	適応教室「風」	子どもの情報交換
	通級可能かどうか、一定期間通級			
(4) 仮通級	⑥ 適応教室「風」	→	学校	仮通級中の様子や通級の可否を報告
	⑦ 適応教室「風」	→	本人・保護者	入級についての話し合い
(5) 面談	⑧ 学校	→	本人・保護者	申請関係書類配付
	⑨ 保護者	→	学校	申請関係書類提出
(6) 申請	⑩ 学校	→	教育委員会	申請関係書類提出
	通級許可・通級			
(7) 許可・通級	⑪ 適応教室「風」	→	学校	口頭で入級許可（日付）連絡
	⑫ 学校	→	保護者	口頭で入級許可（日付）連絡

## 4 通級対象児童生徒

山形市内小中学校へ在籍していて不登校状態にあり、学校へは通学できないが、適応教室「風」であれば通級できる児童生徒。

ただし、以下の児童生徒については、要相談とする。（通級が難しい場合もある。）

- 小学校3年までの児童
- 特別な支援を要する児童生徒
- ほとんど個別に対応しなければならない児童生徒
- その他、他の通級生とのかかわりで、著しく悪影響を及ぼす児童生徒

## 5 通級手段について

原則として、保護者の送迎、公共交通機関、徒歩のいずれかの方法とする。

# 山形市少年自然の家

## 「自然と人間の共生」をめざし、 豊かな人間性を育む生涯学習の場

住所：山辺町大字畑谷字板橋3725  
TEL643-8533 FAX643-8574  
サービスセンターTEL643-8633  
URL:<http://www.ymgt.ed.jp/shizennoie>  
E-mail:SHIZEN@ymgt.ed.jp

### 1 運営方針

「山形市教育大綱」及び「山形市教育振興基本計画」に基づき、豊かな自然の中での集団宿泊生活や野外活動を通し、児童生徒及び幼児の心身ともに健全で豊かな人間性の育成を目指す。  
また、広く市民を対象に「自然と人間の共生」をテーマとし、生涯学習の場として、市民が利用しやすい施設運営を行う。

### 2 事業

- (1) 学校教育の充実……研修プログラムへの支援、指導者講習会及び事前打合せ会、指導資料の活用と整備、バス利用への支援
- (2) 生涯学習の推進……年間を通した自然体験宿泊活動、季節に応じた自然体験宿泊活動、親子体験教室、スキー場の一般開放、環境に関する情報提供、ボランティア・社会教育スタッフ育成事業 等

### 3 施設の概要

#### (1) 本館施設

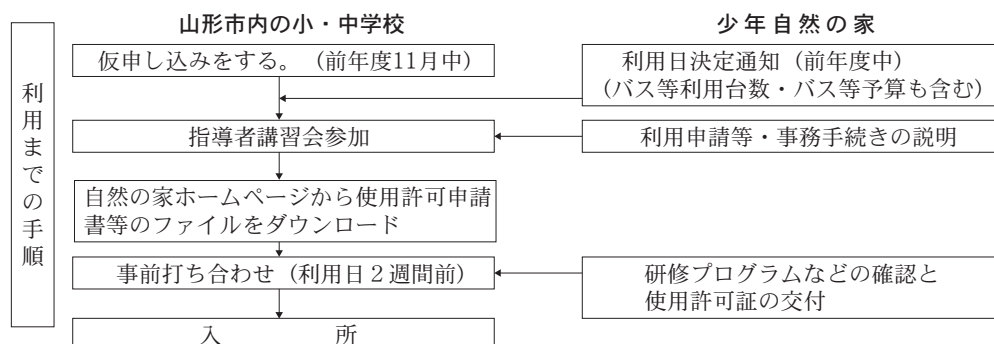
本館	管理棟	天体観測室（20cm屈折赤道儀天体望遠鏡）、プラネタリウム室、視聴覚室、学習室、研修室、保健室、浴室、食堂、事務室 等
	宿泊棟	洋式二段ベッド（216名収容可能）、打合室、指導員室、衣料庫 等
	体育棟	体育室、体育用具室、スキー乾燥室、放送室、工作室 等
生活体験の家		上段の間、二の間、中間、茶の間、昔の生活用具置場、土間 等
野外施設		本館炊飯場、本館営火場、冒険の森、フィールドアスレチック、プロジェクトアドベンチャー、駐車場、本館炊飯用具庫 等
荒沼キャンプ場		常設テント（40張 160名収容可能）、炊飯場、営火場、管理棟、バンガロー（5棟）、バイオマストイレ 等

#### (2) 野外活動センター施設

サービスセンター	ふれあい工房、ホール、インストラクタールーム 等
野外ステージ	ステージ、機械室、控え室、倉庫 等
野外施設	運動広場、スキー場、ラングラウフスキーコース、風の洞窟、いかだハーバー、眺望の砦、みはらし台、カエル池 等
板橋沼キャンプ場	テントサイト（55張 250名収容可能）、管理棟、屋根付広場 等

### 4 利用について

山形市少年自然の家は、小中学校関係団体をはじめとして、幼稚園・保育園や子ども育成会などの社会教育団体が利用できる。また、野外活動センターは市民を対象に開放している。



# 学校教育関係の主な日程

## 1 教育委員会の主な教職員研修事業

(1) A研修（基本研修・教職員経験年数に応じた研修）

研 修 名	期 日
初任者研修(地域理解のための研修)	5/30(火)
初任者研修（授業研究に関する研修）	① a 6/22(木) b 6/29(木) ② a 9/14(木) b 9/27(水) ③ a 10/12(木) b 10/26(木) ④ a 11/9(木) b 11/10(金)
初任者研修（体験活動研修）	① 8/3(木) ② 8/4(金)
2年次フォローアップ研修（課題研究に関する研修）	① 6/8(木) ② 9/28(木)
3年次フォローアップ研修（課題研究に関する研修）	① 6/30(金) ② a 11/16(木)、b 11/29(水)
5年経験者研修	① 7/13(木) ② 11/14(火)
中堅教諭等資質向上研修（授業研究に関する研修）	① 6/23(金) ② 12/7(木)
中堅教諭等資質向上研修（福祉体験・社会体験地域課題研修）	① 5/23(火) ② 長期休業中の2日間（各自選択）

(2) B研修（管理職研修）

研 修 名	期 日
新採・転入教頭研修会	4/27(木)

(3) C研修（主務者等研修）

研 修 名	期 日
教務主任研修会	10/31(火)
研究主任研修会	1/25(木)
理科主任研修会【小学校】	5/24(水)
理科主任研修会【中学校】	6/7(水)
情報主任研修会	5/12(金)
情報ネットワーク活用研修会	2/7(水)
体育主任研修会	4/20(木)
生徒指導担当者研修会	11/9(木)
教育相談担当者研修会	7/7(金)
安全主任研修会	5/9(火)
栄養教諭研修会①②③	① 5/11(木) ② 7/12(水) ③ 2/15(木)
特別支援指導員研修会	8/9(水)
LD・ADHD通級指導研修会	9/1(金)

(4) D研修（理科センター研修）

研 修 名	期 日
野外観察講習会	7/28(金)
小学校理科実践講座（中学年）	8/1(火)
小学校理科実践講座（高学年）	8/1(火)
中学校理科教員のための授業づくり講座	11/2(木)

## (5) E研修 (希望+推薦研修)

研 修 名	期 日
【担任力向上研修】通常学級における特別な配慮を要する子ども対応研修会①	5/25(木)
【担任力向上研修】通常学級における特別な配慮を要する子ども対応研修会②	7/4(火)
【担任力向上研修】通常学級における特別な配慮を要する子ども対応研修会③	1/18(木)
【担任力向上研修】学級経営・集団づくり研修会	9/13(水)
ミドルリーダー研修会①	8/1(火)
ミドルリーダー研修会②	2/22(木)
道徳推進教諭等研修会	8/31(木)

## (6) F研修 (【テーマ】研修・スキルアップ研修)

研 修 名	期 日
【授業づくり研修】思考力を伸ばす国語の授業づくり研修会	10/27(金)
【授業づくり研修】思考力を伸ばす算数・数学の授業づくり研修会	7/12(水)
【授業づくり研修】思考力を伸ばす社会の授業づくり研修会	10/6(金)
【授業づくり研修】思考力を伸ばす理科の授業づくり研修会(プログラミング)	10/18(水)
【授業づくり研修】表現力を引き出す英語の授業づくり研修会	7/11(火)
【授業づくり研修】ALTと学ぶ外国語教育の授業づくり研修会	6/14(水)
【授業づくり研修】技能を伸ばす体育の授業づくり研修会	11/28(火)
【授業づくり研修】ICT機器を活用した授業づくり研修会①	7/7(金)
【授業づくり研修】ICT機器を活用した授業づくり研修会②	9/26(火)
【授業づくり研修】ICT機器を活用した授業づくり研修会③	11/17(金)
【授業づくり研修】ICT機器を活用した授業づくり研修会④	12/14(木)
【授業づくり研修】プログラミング研修会	7/14(金)
【担任力向上研修】いじめ・不登校対応研修会	7/13(木)
【担任力向上研修】Q-Uアンケート結果の見方と学級への生かし方研修会	7/28(金)
【担任力向上研修】特別支援学級担任研修会①	8/1(火)
【担任力向上研修】特別支援学級担任研修会②	8/4(金)
特別支援教育リーダー育成研修会	6/21(水)
【市の魅力・特色研修】山形の特色を生かした授業づくり研修会	5/23(火)
コミュニケーションシステム活用研修会①	4/26(水)
コミュニケーションシステム活用研修会②	4/28(金)
合唱指導者研修会	9/21(木)
言語指導事例研究会	7/19(水)
小中養護教諭研修会①	7/31(月)
小中養護教諭研修会②	12/7(木)
学校事務職員資質向上研修会①	6/13(火)
学校事務職員資質向上研修会②	9/20(水)
地域とともにある学校づくり研修会	8/1(火)

## \* 生徒指導関係の主な会議

研 修 名	期 日
中学校生徒指導連絡会①～⑤	① 4/25(火) ② 6/27(火) ③ 9/12(火) ④ 12/12(火) ⑤ 2/13(火)
小学校生徒指導連絡会①～③	① 4/27(木) ② 9/21(木) ③ 1/18(木)

## 2 教育委員会の計画訪問校

山形市立高瀬小学校	5月29日(月)
山形市立南沼原小学校	6月2日(金)
山形市立第九中学校	7月18日(火)
山形市立西山形小学校	7月24日(月)
山形市立鈴川小学校	9月7日(木)
山形市立第九小学校	9月25日(月)
山形市立金井中学校	9月29日(金)

## 3 村山教育事務所計画指導訪問

山形市立第二中学校	7月11日(火)
山形市立出羽小学校	7月19日(水)
山形市立第二小学校	10月23日(月)

## 4 教育委員会の研究委嘱校

令和5年度公開研究発表会

〈小学校〉 10月4日(水)

《令和2～5年度》

山形市立桜田小学校 学習指導 市委嘱

山形市立蔵王第二小学校 学習指導 市委嘱

〈中学校〉 10月11日(水)

《令和2～5年度》

山形市立第十中学校 学習指導 市委嘱

《令和4～6年度》

山形市立東小学校 情報教育 市委嘱

山形市立みはらしの丘小学校 情報教育 市委嘱

山形市立金井中学校 情報教育 市委嘱

《令和5年度》

山形市立第一小学校 学習指導 市委嘱

山形市立第三小学校 学習指導 市委嘱

山形市立第四小学校 学習指導 市委嘱

山形市立第一中学校 学習指導 市委嘱

# 令和5年度 主要事業年間計画

○終日 △午前

4 月			
日	曜	市教委等	研修関係 県ノ事務所ノその他
1	土		
2	日		
3	月	△辞令交付	村:△辞令交付式 村:△初任研オリエンテーション 村:△新採小中学校事務職員オリエンテーション
4	火	市中学校長会幹事会① 教科書給与事務担当者会(オン)	給食主任研修会・給食/パート職員研修会(紙上) 県連小会計監査・幹事会議①
5	水	市小体連常任理事会議① 養護教諭執務説明会(紙上・オンライン)	義:指導課長等会議①(県セ) ス:地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業協議会①(村山・置賜)
6	木	日本語習熟支援担当者会①	
7	金		ス:学校体育・保健・安全・食育担当指導主事会
8	土	小学校入学式(午前) 中学校入学式(午後) 商業高等学校入学式	
9	日		統一地方選挙(県議) 投票日
10	月		
11	火	○市小校長会議① ○市中学校長会議① 言語通級担当者説明会	
12	水	市小体連理事会議① 市中体連専門部会①(組織編制) 適応教室「風」1学期始業式	△県中校長会幹事会① 義:全県指導主事・管理主事・社教主事・社体主事等会議(紙面) 指導主事部会(県セ・オン)
13	木	市小教研幹事会① 理科教育センター事務局員研修会①	県連小幹事会議②
14	金	市小教頭会幹事会	△初任研実施校校長等連絡協議会(オンライン) 初任研拠点校・校内指導教員連絡協議会①(オンライン・参集) ○自然の家 指導者講習会(4月～8月)
15	土	市中学校駅伝競走大会	
16	日		
17	月		村:管内学校教育主管課長等会議①
18	火	全国学力・学習状況調査 市中教頭会議 市小教研理事・評議員会①	社:管内社会教育・社会体育主管課長会議①
19	水	市小体連陸上記録会監督会議 教育委員会会議①	○県中校長会理事会① 県公立学校長(小中特)会議 社:管内市町教委社会教育・社会体育主管課長会議① 他:利用団体指導者セミナー①(朝少)
20	木	市幼小中高等学校校長会議	中堅教諭等資質向上研修校長連絡協議会(紙上) 体育主任研修会(オンライン) 特:就労支援コーディネーター連携協議会(県庁・オン) 村:▽管内市町教委生徒指導担当者会① 村:▽管内市町教委特別支援教育・教育支援担当者研修会セ:研修担当指導主事会議①
21	金	市小教頭会議 研究委嘱校および情報教育推進校担当者会(オンライン) 市計画訪問実施校打合せ(オンライン)	○県連小第1回理事会 △県中校長会研究推進委員会 ス:中体連常任理事会①
22	土	自然の家 春の周辺の自然を味わう	
23	日		統一地方選挙(市議) 投票日
24	月		小中合同対策幹事会 県事務局運営会議
25	火	△市小学校長会幹事会 市中学校長会幹事会② 中学校生徒指導連絡会① 校内教育支援担当者会(オンライン)	義:外国語教育担当指導主事会議①(県セ) 義:英語教育推進事業研究推進協議会①(県セ)
26	水	市中体連理事会①	義:SSW連絡協議会①(県庁・オン) ス:養護教諭・栄養教諭中堅教諭資質向上研修①(オン) セ:小・中・義・特 中堅教諭等資質向上研修全体研修①(オン)
27	木	【新規】小学校生徒指導連絡会① 献立作成委員会	義:教科担任マイスター研修①(県セ) 義:学力向上支援チーム連絡会議①(県セ) 他:利用団体指導者セミナー②(朝少)
28	金		義:新任指導主事研修会(オン)
29	土	昭和の日	
30	日		

※開催の可否については、個別の案内をご確認ください。



○終日 △午前

5 月

日	曜	市教委等	研修関係	県ノ事務所ノその他
1	月			
2	火			村:管内教育長会議① ス:中体連評議員会①
3	水	憲法記念日		
4	木	みどりの日 山形市二十歳の祝賀式		
5	金	こどもの日		
6	土	自然の家 ボランティアスタッフセミナー(～7日) おもしろ実験教室①		
7	日			
8	月			小中合同対策委員会
9	火	○市中学校長会議② 市小教頭会幹事会	安全主任研修会	県連小幹事会③ 県連小研修委員会① 村:管内人事事務担当者会① セ:小・義・特 初任者研修①A(県セ)
10	水		市小教研① 市中学校 1 群半日研修	県理科教育センター協議会総会 義:学力向上担当者会①(県セ) ス:小・中・高体育経営研修会① ス:拡大研究部 社:国補助事業担当者説明会・家庭教育・幼児共育担当者会議 セ:小・義・特 初任者研修①B(県セ)
11	木	幼保小連絡協議会① 教育研究所運営協議会① 理科教育センター運営委員会①	栄養教諭研修会①	県連小生徒指導委員会① 特:外部専門家配置事業運営会議①(県庁) 社:村山地区社会教育推進協議会理事会 セ:小・義 初任者研修①C(県セ)
12	金	○市小校長会議② 市教育支援相談員打合せ(オンライン) 言語担当者会(オンライン) 市PTA連合会理事会①	情報主任研修会	村:学習指導力向上研修会① 社:村山地区青少年ボランティア推進会議①サークル担当者会議 セ:新採教頭研修・教員倫理研修①(オン+オンデマンド)
13	土			
14	日			他:利用団体指導者セミナー③(朝少)
15	月	教科用指導資料研究協議会①		義:教科書担当指導主事会議(県庁)
16	火	○市中教頭会議		特:市町村指導主事就学担当者(県庁・オン) セ:中・義・特(中・高) 初任者研修①A ス:新採養護教諭・栄養教諭研修①(県セ)
17	水	市中体連副部長会①		特:切れ目ない支援連絡協議会(県庁) セ:中・義・特(中・高) 初任者研修①B
18	木			県音楽教育連盟幹事会① ス:中体連理事会① セ:新採校長研修・学校経営研修-1(オン)
19	金	市小教頭会議		東北連小第1回理事会 △県中学校長会幹事会② 特:にこにこ相談連絡協議会(県セ・オン) 村:管内臨時教員等研修会① セ:新採校長研修・学校経営研修-2(県セ)
20	土	○親子ふれあい自然体験①		他:朝日わくわく広場①(朝少)
21	日	△プラネタリウム一般公開①		
22	月	市PTA連合会総会 指導資料研究会(小)		村:不登校児童生徒の自立支援地区ネットワーク会議①【新規】
23	火	△市小学校長会幹事会	○中堅教諭等資質向上研修(福祉体験・社会 体験地域課題研修) 山形の特色を生かした授業づくり研修会	ス:スポーツ施設等安全管理研修 セ:教職2年次フォローアップA(オン) ス:養護教諭2年次フォローアップ研修A
24	水		市中学校Ⅱ群半日研修 理科主任研修会【小学校】	全日中学校長会理事会 特:特学校就学担当者会(県庁・オン) セ:研修担当指導主事会議②(オン)
25	木		通常学級における特別な配慮を要する子ども 対応研修会①	全連小理事会 全日中学校長会総会(～26日) 県音楽教育連盟理事会① 山形大学附属中学校公開研究発表会
26	金	教育委員会会議②		全連小総会 ス:北海道・東北ブロック学校給食研究協議会(山形) 村:○新採・臨任小中学校事務職員連絡会議 セ:通級指導教室新担当教員基礎研修(言語)①(県セ)
27	土	○親子ふれあい自然体験② 子ども天文教室		他:プラネタリウム一般公開(朝少)(～28日)
28	日	指導者講習会(対象:子ども会)		
29	月	計画訪問(高瀬小)		
30	火	市中学校長会幹事会③ ○小学校音楽鑑賞教室(下学年)(～6月2日)	初任者研修(地域理解)	特:校務情報化検討委員会①(県セ) セ:教職2年次フォローアップB(オン) ス:養護教諭2年次フォローアップ研修B
31	水	学習センター運営協議会① 市中体連専門部会②(市中総体準備)		

○終日 △午前

6 月			
日	曜	市教委等	研修関係 県ノ事務所ノその他
1	木	○小学校音楽鑑賞教室(下学年)(5月30日～6月2日)	特:通級による指導(LD等)担当者連絡協議会①(オン・県庁) 村:いじめ・不登校未然防止推進事業村山地区協議会①
2	金	計画訪問(南沼原小) 市小教頭会幹事会	義:主任指導主事会議②(県庁・オン)
3	土	自然の家 少年団① (~4日) プログラミングキッズクラブ①	他:自主事業・かまどピザ焼き(朝少)
4	日		
5	月	市小体連陸上記録会主任会議	義:教育相談関係研修会(県セ)
6	火	市小体連陸上運動記録会 ○市中学校長会議③	
7	水	市小体連陸上記録会(予備日)	市中学校研究主任研修会 理科主任研修会【中学校】
8	木		2年次フォローアップ研修(課題研)①
9	金	○市小校長会議③	県PTA連合会総会 義:幼稚園担当者会(県庁) ス:学校体育・保健担当指導主事研修会②(前期)
10	土	おもしろ実験教室②	他:朝日わくわく広場②(朝少)(~10日)
11	日		
12	月		社:地域とともにある学校づくり研修会①
13	火	○市中教頭会議 山形市いじめ問題対策連絡協議会	学校事務職員資質向上研修会①
14	水		市小教研② ALTと学ぶ外国語教育の授業づくり研修会
15	木		県小中合同対策幹事会 社:村山地区社会教育推進協議会理事会・研修会
16	金	○市小教頭会議 市PTA連合会理事会②	ス:栄養教諭・学校栄養士等研修会(オン)
17	土	市中学校総合体育大会(~18日) キッズキャンプ①+親子キャンプ体験①(~18日)	他:いかだ事前調査(朝少)
18	日		
19	月	中学校振替休業日(~20日) 指導資料研究会(小)	社:MYボランティアスタートアップセミナー
20	火		県連小幹事会④ 社:MYボランティアスタートアップセミナー 村:管内学校教育主管課長等会議②
21	水	市小体連水泳記録会監督会議	特別支援教育リーダー育成研修会
22	木		初任者研修(授業研)①a
23	金		中堅教諭等資質向上研修(授業研)①
24	土	キッズキャンプ②+親子キャンプ体験②(~25日) プログラミングキッズクラブ② 健康教室	ス:地区中総体(他地区)(~25日)
25	日		
26	月		
27	火	○音楽鑑賞教室(小・上学年)(~30日) △市小学校長会幹事会 市中学校長会幹事会④ 中学校生徒指導連絡会② 教育委員会会議③	義:学力向上推進会議教科部会①算数・数学・英語(あこや) セ:小・義 教職5年経験者研修A(県セ)
28	水		中養護教諭研修会 市中学校教務主任研修会①
29	木		幼保小連携研修会① 初任者研修(授業研)①b
30	金		3年次フォローアップ研修(課題研)①
			東北中学校長会理事会(福島) セ:中・義・特(中・高)教職5年経験者研修全体研修①(県セ)
			東北中学校長会研究協議会 村:小学校体育授業づくり講習会
義:小中学校各教科等担当指導主事連絡協議会(各教科)(オン) ス:子どものいのちを守る学校安全強化旬間 ス:衛生研究指導者講習会 ス:学校保健連合会・理事会			

○終日 △午前

7 月				
日	曜	市教委等	研修関係	県/事務所/その他
1	土	自然の家 少年団② (～2日) 登校への悩みを考える親の集い① おもしろ実験教室③		
2	日			
3	月			県小中合同対策委員会② 県小中合同対策幹事会③
4	火	○市中学校長会議④ 市小教頭会幹事会	通常学級における特別な配慮を要する子ども 対応研修会②	ス: 中学校体育実技指導者講習会(～5日)
5	水			村: 管内特別支援教育コーディネーター養成研修会(兼管内教育 相談員等研修会①)
6	木			○第63回東北連小研究協議会(山形大会)(～7日)
7	金		ICT機器を活用した授業づくり研修会① 教育相談担当者研修会	村: ▽管内市町教委・学校教科書事務担当者会(オン)
8	土	プログラミングキッズクラブ③		他: 朝日わくわく広場③(朝少)(～9日)
9	日	市PTA連合会研修大会		
10	月	教科用指導資料研究協議会②		特: 通級による指導(LD等)連絡協議会②(県セ)
11	火	○市中教頭会議	表現力を引き出す英語の授業づくり研修会	村: 計画訪問③(第二中) 県小中生徒指導四者連絡協議会 全連小役員会 ス: 新採養護教諭・栄養教諭研修②(県セ) ス: 栄養教諭養護教諭研修(5年①、中堅②)(オン)
12	水		栄養教諭研修会② 思考力を伸ばす算数・数学の授業づくり研修 会	全連小学校長会連絡会 ス: 新採養護教諭・栄養教諭研修③(オン) ス: 栄養教諭養護教諭研修(5年①、中堅②)(オン)
13	木		いじめ・不登校対応研修会 5年経験者研修①	村: NW型研修会開講式 村: 管内小中学校事務職員連絡会議
14	金	市小教頭会議 適応教室「風」1学期終業式	プログラミング教育研修会	村: 管内小中学校事務職員連絡会議 養: 県教育課程推進協議会(県セ)
15	土			吹コン地区大会(中) 他: 月山事前調査(朝少)
16	日			吹コン地区大会(小・高)
17	月	海の日		
18	火	計画訪問(第九中) △市小学校長会幹事会 県小中学校教育研究会理事会	初任研拠点校・校内指導教員連絡協議会② (オンライン)	セ: 通級指導教室新担当教員基礎研修(LD等)①(オン)
19	水	教育委員会会議④ 教育支援相談会①	言語指導事例研究会	村: 計画訪問④(出羽小)
20	木		教育相談員研修会②	県連小研修委員会② セ: 初任研オンデマンド研修(～8/9) ス: 新採養護教諭・栄養教諭研修④(オン)(～8/9)
21	金	就学時健康診断説明会(オンライン)		ス: 県中総体(～25日)
22	土	自然の家 サマーキャンプ (～23日) プログラミングキッズクラブ④		
23	日			
24	月	計画訪問(西山形小)		
25	火	市小体連水泳スポーツ教室 ～26日		
26	水	市小体連水泳記録会主任会議		
27	木	市小体連水泳記録会		
28	金	○森の昆虫見つけ隊① 市PTA連合会理事会③	Q-Uアンケート結果の見方と学級への活かし 方研修会 野外観察講習会	吹コン県大会(高)山形市 村: ○村山地区幼児教育研究協議会(旧村山地区幼稚園教 育課程研究協議会)
29	土	○森の昆虫見つけ隊② 夏休み自由研究相談会		吹コン県大会(中)山形市
30	日	○森の昆虫見つけ隊③ 第2回モルック大会		吹コン県大会(小・中(小))山形市
31	月		小中養護教諭研修会①	県小学校アンサンブル講習会(村山地区) セ: 小・養 初任者研修②(オン)

義: 教育課程地区別協議会(各地区)7月下旬～8月上旬

○終日 △午前

8 月			
日	曜	市教委等	研修関係 県ノ事務所ノその他
1	火		<p>地域とともにある学校づくり研修会 △ミドルリーダー研修会① △小学校理科実践講座(中学年) 小学校理科実践講座(高学年) 特別支援学級担任研修会①(小学校) ○自然の家 指導者講習会(9~12月)</p> <p>県小中経営懇談会 県公立小中学校事務職員研究協議会夏季研修会 県小学校アンサンブル講習会(庄内地区) 社:MYボランティアスキルアップセミナー セ:中・義 初任者研修②(オンライン) 他:チャレンジキャンプ2023(朝日)~8/9 ス:新採養護教諭・栄養教諭研修④(オン) ス:中体連東北大会(~10日)</p>
2	水		<p>市小教研③ ○市中学校Ⅱ群1日研修</p> <p>義:科学の甲子園ジュニア県1次予選(予定~16日) 特:特別支援学校ICT研修会(ゆきわり) 社:MYボランティアスキルアップセミナー</p>
3	木		<p>△小学校主任等法規研修会 小学校教務主任研修会① ○初任者研修(体験研)①</p> <p>県連小生徒指導委員会② △県中学生指導委員会 小中合同生徒指導委員会 全国公立学校教頭会研究大会石川大会(~4日) 特:特別支援学校ICT研修会(山百) ス:全国栄養教諭学校栄養職員研究大会(~4日:鳥取県)</p>
4	金		<p>特別支援学級担任研修会②(中学校) ○初任者研修(体験研)②</p> <p>村山地区教育課程研究協議会 義:教育課程協議会技能教科部会 県連小幹事会⑤ 県中学校長会編集委員会 特:医ケア研修会(ゆきわり)</p>
5	土	自然の家 少年団③ (~6日)	
6	日		
7	月		
8	火		
9	水		特別支援指導員研修会
10	木	閉校奨励日(~16日)	Nコン県大会(小・高)天童
11	金	山の日	Nコン県大会(中)天童 ス:第56回東北学校保健大会(秋田市)
12	土		
13	日		
14	月		
15	火		
16	水		
17	木		ス:全国中学校体育大会(四国~25日)
18	金		村:管内臨時教員等研修会②
19	土		
20	日		全日本合唱コン県大会(酒田市)
21	月		村:管内市町教委・教科書事務担当者会(需要票集約)
22	火	適応教室「風」2学期始業式 教育委員会会議⑤	○第2回県連小理事会 村:管内特別支援教育研修会 セ:新規来日JETオリエンテーション1(オン)
23	水	市中体連副部長会②	村:教育山形「さんさん」プラン推進WG セ:新規来日JETオリエンテーション2(県セ)
24	木		特:地方研特学級教育課程研究協議会(置賜)
25	金	△市小学校長会幹事会 教育支援委員会①	日P全国大会広島大会~26 義:指導課長等会議②(置賜)
26	土	プログラミングキッズクラブ⑤	吹コン東北大会(高)山形市 他:朝日わくわく広場④(朝少)(~27日)
27	日		吹コン東北大会(中)山形市
28	月		
29	火	市中学校長会幹事会⑤	義:道徳及びいのちの教育推進会議①(県庁) 特:地方研特学級教育課程研究協議会(村山) 村:管内教育長会議② セ:新採教頭研修・教員倫理研修②(県セ)
30	水		<p>○市中学校1群1日研修</p> <p>県合唱指導者講習会(山形市) 義:教科担任マスター研修②(県セ) 特:医ケア連絡協議会(県庁・オン) ス:養護教諭・栄養教諭中堅教諭資質向上研修③(オン) セ:小・中・義・特 中堅教諭等資質向上研修全体研修②(オン) 他:利用団体指導者セミナー④(朝少)</p>
31	木	教育支援委員会② 児童生徒理科研究作品展作品搬入・審査会	道徳推進教諭等研修会

○終日 △午前

9 月				
日	曜	市教委等	研修関係	県ノ事務所ノその他
1	金	教育支援保護者相談会① 児童生徒理科研究作品展(～3日)	LD・ADHD通級指導研修会	
2	土			吹コン東北大会(小・高(小))仙台市
3	日	○自然の家 秋祭り+プラネタリウム公開② 児童生徒理科研究作品展・表彰式		吹コン東北大会(小・中(小))仙台市 他:利用団体指導者セミナー⑤(朝少)
4	月			義:全県指導主事研究協議会(県セ)
5	火	○市小中校長会議⑤(小中合同研修) 市小教頭会幹事会 教育支援保護者相談会② △児童生徒理科研究作品展作品搬出		特:パラ・スポーツ体験交流会(米沢) ス:体育授業指導力向上研修会(小)
6	水	市中体連専門部会③(市中新人準備) 教育支援保護者相談会③		義:生徒指導担当者会②(県セ) 特:就労コーディネーター連絡会議(県庁・オン) ス:体育授業指導力向上研修会(中高)
7	木	計画訪問(鈴川小)	いのちの教育研修会①	特:地方研特学級教育課程研究協議会(庄内) 義:英語教育推進事業研究推進協議会②(オン) ス:新採養護教諭・栄養教諭研修⑤(県セ) ス:「子どものいのちを守る」学校安全指導者研修会(山形)
8	金			
9	土	自然の家 家族でキャンプ③(～10日)		ス:県中駅伝大会(天童市) 小バンドフェス県大会
10	日			山形市長選挙 投票日 マーケティング県大会
11	月			
12	火	○市中教頭会議 市小学校「こころの劇場」 中学校生徒指導連絡会③ 教育支援保護者相談会④		義:学力向上推進会議教科部会②算数・数学・英語(あこや) 特:パラ・スポーツ体験交流会(鶴岡)
13	水	教育支援保護者相談会⑤	市小教研④ 学級経営・集団づくり研修会	
14	木	教育支援保護者相談会⑥	初任者研修(授業研)②a	
15	金	市小教頭会議 教育支援保護者相談会⑦		村:○新採・臨任小中学校事務職員連絡会議
16	土			ス:地区中新人総体(他地区)(～17日)
17	日			
18	月	敬老の日		
19	火	教育支援保護者相談会⑧ 市中学校長会幹事会⑥		
20	水	教育委員会会議⑥ 教育支援保護者相談会⑨	学校事務職員資質向上研修会②	
21	木	小学校生徒指導連絡会② 教育支援保護者相談会⑩ 適応教室「風」合宿教室(～22日)	合唱指導者研修会	村:管内学校教育主管課長等会議③
22	金	教育支援保護者相談会⑪		セ:特別支援学級新任基礎研修(視等)②(県セ)
23	土	秋分の日 市中学校新人体育大会(～24日) 自然の家 少年団④(～24日)		
24	日			義:科学の甲子園ジュニア県2次予選(予定)
25	月	中学校振替休業日(～26日) 計画訪問(第九小)		
26	火	△市小学校長会幹事会 教育支援保護者相談会⑫	ICT機器を活用した授業づくり研修会②	
27	水	市民合同音楽祭実行委員会	初任者研修(授業研)②b	新採校長評価者研修(村山) 社:村山地区社会教育推進協議会(兼)生涯学習振興村山ブロック大会(大江町)
28	木		2年次フォローアップ研修(課題研)②	ス:中堅養護教諭資質向上研修④(オン) ス:中堅栄養教諭資質向上研修④(オン) ス:柔道指導者講習会(県運動公園)
29	金	計画訪問(金井中) 市PTA連合会理事会④ 市PTA連合会教育懇談会		全日本合唱コン東北大会(高)秋田市 村:管内教育長会議③ セ:特別支援学級新任基礎研修(自・情)②(県セ)
30	土			全日本合唱コン東北大会(中)秋田市 他:朝日わくわく広場⑤(朝少)(～1日)

○終日 △午前

10 月				
日	曜	市教委等	研修関係	県ノ事務所ノその他
1	日			マーチング東北大会(青森市)
2	月			村:管内校長会代表者会① 新採教頭評価者研修(村山)
3	火	○市中学校長会議⑥ 市小教頭会幹事会		県連小研修委員会③ 特:校務情報化検討委員会②(県セ)
4	水	市委嘱公開研究会(桜田小、蔵王二小)	中学校養護教諭研修会	
5	木			県小中合同対策幹事会④ 特:県障がい児教育支援委員会(県庁)
6	金	○市小校長会議⑥	思考力を伸ばす社会の授業づくり研修会	義:学力向上担当者会② 義:学力向上支援チーム連絡会議②(県セ)
7	土	親子科学あそび教室①		△山形地区教育研究合同集会(山形地区教研) 吹コン東日本大会(山梨市)(~8日)
8	日			県P連研修大会西置賜大会
9	月	スポーツの日		
10	火			県連小生徒指導委員会③ 特:巡回相談員養成研修会②(県セ)
11	水	市委嘱公開研究会(第十中)		
12	木		初任者研修(授業研)③a	県小中学校教頭会研究大会 ス:新採養護教諭・栄養教諭研修⑥(オン)
13	金	△市中学校生徒指導四者連絡協議会		県中校長会幹事会③ 東北連小対策委員会 東北連小教育課程委員会 セ:通級指導教室新担当教員基礎研修(言語)②(県セ) ス:新採養護教諭・栄養教諭研修⑥(県セ) 村:いじめ・不登校未然防止推進事業村山地区協議会②
14	土			東北P研究大会宮城大会(~15日)
15	日	おもしろ実験教室④		
16	月			義:不登校児童生徒の自立支援ネットワーク研修会(県庁)
17	火	○市中教頭会議 教育支援相談会②		
18	水	教育支援相談会③	思考力を伸ばす理科の授業づくり研修会(プログラミング)	○全連小理事會 ス:運動指導者研修会(運動公園)
19	木	市民合同音楽祭(小・中学校の部)(~21日)		○全連小研究協議会(~20日) △県中校長会研究推進委員会② 特:通級による指導(LD等)研究協議会③(県セ)
20	金	市小中教頭会議 市小教頭会議 教育支援相談会④		義:学力向上推進会議(あこや)
21	土	自然の家 少年団⑤ (~22日)		吹コン全国大会(中)名古屋市 ス:県中新人南北ブロック大会
22	日	市PTA連合会ソフトボール大会		
23	月			村:計画訪問⑤(第二小)
24	火	△市小学校長会幹事会 教育支援相談会⑤		村:管内人事事務担当者会②
25	水	小学校吹奏楽発表会		全日中学校長会理事会②(大分) 高:令和6年度県高等学校入学選抜実施要項説明会
26	木	教育支援相談会⑥	初任者研修(授業研)③b	全日中学校長会研究協議会(大分~27日) 県連小幹事会⑥ 村:管内小・中学校長会議(オン)
27	金	教育委員会会議⑦ 教育支援相談会⑦	思考力を伸ばす国語の授業づくり研修会	特:特別支援教育課程等研究協議会(東京) ス:東北中駅伝大会(天童~28日) セ:特別支援学級新任基礎研修(知)②(県セ)
28	土	△自然の家 プラネタリウム一般公開③		全日本合唱コン全国大会(高)香川県 他:朝日わくわく広場⑥(朝少)(~29日)
29	日	○自然の家 親子そば打ち道場		全日本合唱コン全国大会(中)香川県
30	月			
31	火	市中学校長会幹事会⑦ 教育支援相談会⑧	教務主任研修会	県中校長会幹事会④ 特:発達障がい理解促進・指導改善セミナー(県セ)

ス:全国学校給食研究協議大会  
ス:地域ぐるみの学校安全体制整備事業  
ス:学校安全ボランティア養成講習会及び各地区市町村学校安全担当者会

○終日 △午前

11 月

日	曜	市教委等	研修関係	県ノ事務所ノその他
1	水	教育支援相談会⑨ 令和5年度学校事務セミナー		県:全国学校体育研究大会山形大会(～2日)
2	木	教育支援相談会⑩	中学校理科教員のための授業づくり講座	県P教育懇談会 義:生徒指導担当者会③(県セ) ス:中体連常任理事会②
3	金	文化の日		
4	土	おもしろ実験教室⑤		ス:県中新人決勝大会
5	日			
6	月	○音楽鑑賞教室(中学校)(～10日)		
7	火	○市中学校長会議⑦ 市小教頭会幹事会 教育支援相談会⑪		○県連小第3回理事會 セ:小・義・特(小) 中堅教諭等資質向上研修全体研修③(県セ)
8	水	教育支援相談会⑫	市小教研⑤	東北育研山形大会ブレ大会(山形市) セ:中・義・特(中・高) 中堅教諭等資質向上研修全体研修③(県セ)
9	木	行事調整会議①(オンライン)	生徒指導担当者研修会 初任者研修(授業研)④a	東北地区小中教頭会研究大会福島大会(～10日) セ:JET指導力向上等研修(高ハイブリッド)
10	金	市小校長会議⑦	初任者研修(授業研)④b	セ:JET指導力向上等研修(小中ハイブリッド)
11	土	進路選択支援教室		やまがた教育の日 ス:県中新人決勝大会
12	日			全日本合唱コン全国大会(小)福岡県
13	月			
14	火	○市中教頭会議	5年経験者研修②	セ:中・義 初任者研修③(県セ)
15	水	市中学校生徒活動発表会	中養護教諭研修会	ス:いじめ体罰根絶研修会(オン) セ:小・義 初任者研修③A(県セ)
16	木		3年次フォローアップ研修(課題研)②a	社:社会教育研究大会(鶴岡市) セ:小・義 初任者研修③B(県セ)
17	金	市小教頭会議	ICT機器を活用した授業づくり研修会③	県中校長会理事会② セ:小・義 初任者研修③C(県セ)
18	土			小バンドフェス全国大会(大阪市)
19	日	おもしろ実験教室⑥		マーチング全国大会(大阪市)
20	月			義:不登校児童生徒の自立支援ネットワーク研修会(県庁)
21	火	△市小学校長会幹事会 教育委員会会議⑧		
22	水	市中体連副部長会③ 小学校児童理科研究発表会 市PTA連合会理事会⑤		ス:中体連理事会② ス:学校保健研究大会 社:管内市町社会教育主管課長補佐等会議
23	木	勤労感謝の日		
24	金	教育支援委員会③ 就学援助事務担当者会(オン)		県中校長会歴代会長会 村:管内市町教委生徒指導担当者会② セ:教職2年次フォローアップ研修A(オン) ス:養護教諭2年次フォローアップ研修A(オン)
25	土			他:プラネタリウム一般公開(朝少)(～26日)
26	日			
27	月			
28	火	市中学校長会幹事会⑧	技能を伸ばす体育の授業づくり研修会	県連小研修委員会④ 村:学校事務連携・共同実施事業運営協議会 セ:通級指導教室新担当教員基礎研修(LD等)②(県セ)
29	水		市中学校研究主任研修会 3年次フォローアップ研修(課題研)②b	ス:小中高体育経営研修⑥ ス:養護教諭・栄養教諭研修(新規⑦、5年②、中堅⑤)(県セ)
30	木	教育支援委員会④ 理科教育センター事務局員研修会②	市中学校教務主任研修会②	県連小生徒指導委員会④ 県中校長会編集委員会 セ:教職2年次フォローアップ研修B(オン) ス:養護教諭2年次フォローアップ研修B(オン) ス:麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動山形大会
義:(科学の甲子園強化研修会)(10月下旬～11月下旬) 義:小中学校各教科等教育課程研究協議会 ス:山形食育県民大会 村:学習指導力向上研修②6日～21日(講師の都合による 10月も視野) ス:がん教育指導者・外部講師研修会 ス:保健連合会表彰式				

○終日 △午前

12 月

日	曜	市教委等	研修関係	県/事務所/その他
1	金	教育支援保護者相談会⑬	小学校教務主任研修会② ○自然の家 指導者講習会	県小中経営学習会 小中合同対策幹事会 ス:中体連評議員会② 社:地域とともにある学校づくり研修会②(兼)社会教育主事有資格教員等研修会 セ:通級指導教室新担当教員基礎研修(言語)③(県セ)
2	土	登校への悩みを考える親の集い② 親子科学あそび教室②		
3	日			
4	月			
5	火	市中学校長会議⑧ 市小教頭会幹事会 教育支援保護者相談会⑭		セ:研修担当指導主事会議③
6	水	教育支援保護者相談会⑮	教育相談員研修会③	特:県障がい児教育支援委員会②(県庁) セ:小・中・養・特教職3年次フォローアップA(オン) 村:学習指導力向上研修② ス:養護教諭・栄養教諭3年次フォローアップA(オン)
7	木	教育支援保護者相談会⑯	小中養護教諭研修会② 中堅教諭等資質向上研修(授業研)②	特:特別支援学校教育課程研究協議会(県セ)
8	金	市小校長会議⑧ 教育支援保護者相談会⑰		村:管内教育相談員等研修会②
9	土	おもしろ実験教室⑦		他:朝日わくわく広場⑦(朝少)
10	日			
11	月			
12	火	○市小教頭会議 教育支援保護者相談会⑱ 中学校生徒指導連絡会④		セ:小・中・養・特教職3年次フォローアップB(オン) ス:養護教諭・栄養教諭3年次フォローアップB(オン)
13	水	教育支援相談会⑬ 教育支援保護者相談会⑲		養:学校教育指導の重点作成会議(県セ)
14	木	教育支援保護者相談会⑳	ICT機器を活用した授業づくり研修会④	養:学校教育指導の重点作成会議(県セ)
15	金	市小教頭会議 教育支援保護者相談会㉑ 適応教室「風」2学期終業式		ス:養護教諭2年次フォローアップ課題研究(オン)
16	土			アンサンブルコンテスト地区大会(中) ス:全国中駅伝大会(滋賀~17日)
17	日			アンサンブルコンテスト地区大会(小・高)
18	月	教育支援保護者相談会㉒		
19	火	△市小学校長会幹事会 教育支援保護者相談会㉓		
20	水	教育支援保護者相談会㉔		ス:東北中学スピード大会
21	木	教育支援保護者相談会㉕	いのちの教育研修会②	養:指導課長等会議③(県庁)
22	金	教育支援保護者相談会㉖		
23	土	自然の家 ウィンターキャンプ(~23日) 親子科学あそび教室③		
24	日			
25	月			
26	火	市中学校長会幹事会⑨ 教育支援保護者相談会㉗		
27	水	教育支援保護者相談会㉘		
28	木	いのちの教育懇談会 教育支援保護者相談会㉙		
29	金	年末年始の休日		
30	土	年末年始の休日		
31	日	年末年始の休日		

養:科学の甲子園ジュニア全国大会(12月上旬)  
ス:食育指導者養成研修



○終日 △午前

1 月			
日	曜	市教委等	研修関係 県／事務所／その他
1	月	元旦	
2	火	年末年始の休日	
3	水	年末年始の休日	
4	木		
5	金		
6	土	自然の家 少年団⑥（～7日）	
7	日		
8	月	成人の日	
9	火		
10	水	教育支援委員会⑤	市小教研⑥
11	木	行事調整会議②(オンライン) 適応教室「風」3学期始業式	△県中学校長会幹事会⑤ 県小中合同対策幹事会⑤ セ:小・中・義・高教職2年次フォローアップA(オン) ス:養護教諭2年次フォローアップA
12	金	○市小学校長会議⑨ ○市中学校長会議⑨	
13	土		アンサンブルコンテスト県大会(酒田市)(～14日)
14	日		
15	月		
16	火	○市中教頭会議 市小教頭会幹事会	
17	水		特:特別支援教育担当者会(県庁・オン)
18	木	小学校生徒指導連絡会③	通常学級における特別な配慮を要する子ども 対応研修会③ ス:養護教諭3年次フォローアップ課題研究(オン)
19	金		全日中学校長会理事会③(Web) 義:道徳及びいのちの教育推進協議会②(県庁) 特:ICT活用報告会(県庁・オン)
20	土		他:朝日わくわく広場⑧(朝少)
21	日		
22	月		
23	火	△市小学校長会幹事会 教育委員会会議⑨	県連小幹事会⑦ セ:小・中・義・高教職2年次フォローアップB(オン) ス:養護教諭2年次フォローアップB
24	水	小体連常任理事会②	
25	木	山形市学校保健大会	研究主任研修会 村:幼保小中接続推進研修
26	金	市小教頭会議	セ:JET地区別研修会A(オン)
27	土	自然の家 冬の周辺の自然を味わう 親子科学あそび教室④	東北小バンドフェスティバル(仙台市)
28	日		
29	月		村:村山地区特別支援教育連携協議会②
30	火	市中学校長会幹事会⑩	村:不登校児童生徒の自立支援地区ネットワーク会議②【新規】
31	水		特:校務情報化検討委員会③(県庁・オン) 社:地区社会教育推進協議会役員会 セ:JET地区別研修会B(オン)

ス:東北中学校スキー大会(岩手・青森)

○終日 △午前

2 月

日	曜	市教委等	研修関係	県ノ事務所ノその他
1	木			県中学校長会生徒指導委員会 ス: 中体連常任理事会③ 村: 管内教育長会議④ セ: 研修担当指導主事会議④
2	金	教育委員会会議⑩		東北連小第3回理事会 東北中学校長会理事会② 義: 指導課長等会議④(主任指導主事会議④)(県セ) 高: 公立高校推薦・連携型入学者選抜面談等 社: 村山地区青少年ボランティア推進会議②サークル担当者会議
3	土	キッズキャンプ③ (~4日)		ス: 全国中学スピードスケート大会(長野~6日) 他: 朝日わくわく広場⑨(朝少)(~4日)
4	日			
5	月			
6	火	○市中学校長会議⑩ 市小教頭会幹事会		県連小幹事会⑧ ス: 全国中学スキー大会(長野~9日) ス: 学校体育・保健担当指導主事研修会③(後期)
7	水	市小体連理事会② 中学校養護教諭研修会	情報ネットワーク活用研修会	特: 外部専門家配置事業運営会議②(県庁・オン) 村: 管内校長会代表者会② ス: 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業連絡協議会③(村山・置賜)
8	木	学習センター運営協議会② 教育委員会会議①		県音楽教育連盟幹事会② 村: NW型研修会閉講式
9	金	市小校長会議⑩		
10	土			
11	日	建国記念の日		アンサンブルコンテスト東北大会(須賀川市)
12	月	振替休日		声楽アンサンブルフェスティバル(山形市)
13	火	中学校生徒指導連絡会⑤		県中学校長会理事会③ 義: 学力向上担当者会③(県セ) 村: 体力向上対策会議
14	水	市小教研幹事会② 市小教研理事・評議員会② 市中体連理事会②		
15	木	教育研究所運営協議会② 理科教育センター運営委員会②	栄養教諭研修会③	県音楽教育連盟理事会② 義: 幼稚園担当者会(県庁・オン) 社: 管内市町社会教育・社会体育主管課長会議②
16	金	市小教頭会議		特: 県立特別支援学校高等部入学選考 村: △管内学校教育主管課長等会議④ 村: 管内指導主事等研修会
17	土			
18	日			
19	月	市文化・スポーツ活動優秀児童生徒褒賞式		
20	火	○市中教頭会議		村: マイスターベーシック研修③ 義: SSW連絡協議会②(オンライン)
21	水	幼保小連絡協議会②		県連小第4回理事会 義: 外国語教育担当指導主事会議②(オン) 義: 英語教育推進事業研究推進協議会③(オン) ス: 冬季国民体育大会スキー(山形)(~24日)
22	木	市PTA連合会理事会⑥	ミドルリーダー研修会②	義: 生徒指導担当者会④(県セ) 社: 家庭教育・幼児共育担当者会議②
23	金	天皇誕生日		
24	土	自然の家 少年団⑦ (~25日) 親子科学あそび教室⑤		
25	日			
26	月			
27	火	△市小学校長会幹事会		ス: 中体連理事長・専門委員長会
28	水			特: 県立特別支援学校高等部合格発表
29	木			特: 就労支援コーディネーター連絡協議会②(県庁・オン)
日本語習熟支援担当者会② 義: 教科書事務担当者研修会(各地区)				

○終日 △午前

3 月

日	曜	市教委等	研修関係	県/事務所/その他
1	金			
2	土			他:朝日わくわく広場⑩(朝少)(~3日)
3	日	商業高等学校卒業式		
4	月			
5	火	市小教頭会幹事会		
6	水			
7	木			高:公立高校一般入選・公立入選面接
8	金	市小校長会議⑪		高:公立入選面接・適性検査
9	土			
10	日			
11	月			
12	火	適応教室「風」3学期終業式		高:追検査(学力検査・面接)
13	水			高:追検査(適性検査・面接)
14	木	中学校卒業式		
15	金			
16	土			
17	日			高:公立高校合格発表
18	月	小学校卒業式		
19	火			
20	水	春分の日		
21	木	△市小学校長会幹事会 市小教研会計監査 教育委員会会議⑫		県連小幹事会⑨
22	金	△市小学校長会幹事会 市小教頭会幹事会	【令和6年度】初任者配置校説明会(紙上)	
23	土			
24	日			
25	月	小学校お別れ会		
26	火	△市小学校長会幹事会 市小校長会議⑫ ○市中学校長会幹事会⑪		
27	水			
28	木			
29	金			村:退職辞令交付式
30	土			
31	日			

アンサンプルコンテスト全国大会(高崎市)  
声楽アンサンプルコンテスト全国大会3月中旬(福島市)

# 山形市民の歌

神保光太郎 作詞  
山形大学教育学部音楽科 作曲

**Marcia in religioso** (敬虔なる行進調) *mp*

1. ひ  
んも がい しで には ざか お ーう を の ぞと み にやと  
に い は え る あ じょ ーうら のし ほい とみ ちと

*mf*

しま のそ らや がつ さう んは よぶ はい  
ど だろ く は は ばし い さ のゆ めう た こ

*dolce*

る ーを ま つ ひ と み は も え て わ  
その ーみ その とり につい とも はん べにい ばの ち わわ

**e marc.** (親愛をこめて、しかもはつきりと) **sostenuto** [のびやかに]

れ らほ こる やま がたし みん ひ か りは ここ ー  
れ らほ こる やま がたし みん ひ か りは ここ ー

**f marcato** [きっぱりと] *Fine*

にに やま がた はつ らつ と しし 2.お  
に やま がた はつ らつ と しし 3.ひ

## 山形市民の歌

神保光太郎 作詞  
山形大学 作曲  
教育学部音楽科

3  
陽に映える 新しい道  
とどろくは 生産の歌  
この稔り 日本いのち  
われら誇る 山形市民  
光はここに 山形  
遅ましの都市

2  
おもいでは 霞城のほと  
山寺や 芭蕉の夢よ  
いそいそと 摘むは紅花  
われら誇る 山形市民  
光はここに 山形  
美わしの都市

1  
ひんがしに 蔵王を望み  
西の空 月山は呼ぶ  
春を待つ ひとみはもえて  
われら誇る 山形市民  
光はここに 山形  
澁瀬の都市

### 山形市民の歌について

山形市を中心とした町村合併により、周辺村が昭和29年から31年にかけて編入合併が行われ、面積において旧市の約20倍、人口においては約2倍になった。これを記念し、全市民の愛唱歌として、また、新しい山形市民であることの意識の高揚を図るために制作し、昭和32年11月17日に発表した。

作詞は、神保光太郎、作曲は山形大学教育学部音楽科による。

---

---

令和5年3月発行

山形市教育委員会

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

Tel 023-641-1212

Fax 023-641-1914

---

---

